

令和 8 年第 1 回定例会

# 東 吾 妻 町 議 会 会 議 録

令和 8 年      3 月 3 日      開会

令和 8 年      3 月 16 日      閉会

東 吾 妻 町 議 会

令和八年第一回〔三月〕定例会

東吾妻町議会議録

## 令和8年東吾妻町議会第1回定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月3日)

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ○議事日程                              | 1  |
| ○本日の会議に付した事件                       | 2  |
| ○出席議員                              | 2  |
| ○欠席議員                              | 2  |
| ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| ○職務のため出席した者                        | 3  |
| ○議長挨拶                              | 4  |
| ○表彰状の伝達                            | 4  |
| ○町長挨拶                              | 5  |
| ○開会及び開議の宣告                         | 6  |
| ○議事日程の報告                           | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                        | 6  |
| ○会期の決定                             | 6  |
| ○諸般の報告                             | 7  |
| ○議員派遣の件について                        | 7  |
| ○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決         | 8  |
| ○同意第1号の上程、説明、採決                    | 10 |
| ○議案第15号の上程、説明、議案調査                 | 11 |
| ○議案第16号の上程、説明、議案調査                 | 12 |
| ○議案第17号の上程、説明、議案調査                 | 14 |
| ○議案第18号の上程、説明、議案調査                 | 15 |
| ○議案第19号の上程、説明、議案調査                 | 16 |
| ○議案第20号の上程、説明、議案調査                 | 17 |
| ○議案第21号の上程、説明、議案調査                 | 19 |
| ○議案第22号の上程、説明、議案調査                 | 20 |
| ○議案第23号の上程、説明、議案調査                 | 21 |
| ○議案第24号の上程、説明、議案調査                 | 23 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| ○議案第 2 5 号の上程、説明、議案調査 | 27 |
| ○議案第 1 号の上程、説明、議案調査   | 28 |
| ○議案第 2 号の上程、説明、議案調査   | 65 |
| ○延会について               | 70 |
| ○延会の宣告                | 70 |

## 第 2 号 (3月4日)

|                                          |     |
|------------------------------------------|-----|
| ○議事日程                                    | 71  |
| ○本日の会議に付した事件                             | 71  |
| ○出席議員                                    | 71  |
| ○欠席議員                                    | 71  |
| ○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 72  |
| ○職務のため出席した者                              | 72  |
| ○開議の宣告                                   | 73  |
| ○議事日程の報告                                 | 73  |
| ○議案第 3 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 73  |
| ○議案第 4 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 75  |
| ○議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 79  |
| ○議案第 6 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 81  |
| ○議案第 7 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 84  |
| ○議案第 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託                  | 87  |
| ○議案第 9 号の上程、説明、議案調査                      | 89  |
| ○議案第 1 0 号の上程、説明、議案調査                    | 101 |
| ○議案第 1 1 号の上程、説明、議案調査                    | 103 |
| ○議案第 1 2 号の上程、説明、議案調査                    | 104 |
| ○議案第 1 3 号の上程、説明、議案調査                    | 105 |
| ○議案第 1 4 号の上程、説明、議案調査                    | 106 |
| ○陳情書の処理について                              | 107 |
| ○散会の宣告                                   | 107 |

第 3 号 (3月16日)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| ○議事日程                              | 109 |
| ○本日の会議に付した事件                       | 110 |
| ○出席議員                              | 110 |
| ○欠席議員                              | 111 |
| ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 111 |
| ○職務のため出席した者                        | 111 |
| ○開議の宣告                             | 112 |
| ○議事日程の報告                           | 112 |
| ○議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決              | 112 |
| ○議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決              | 113 |
| ○議案第17号の質疑、自由討議、討論、採決              | 114 |
| ○議案第18号の質疑、自由討議、討論、採決              | 114 |
| ○議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決              | 115 |
| ○議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決              | 116 |
| ○議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決              | 116 |
| ○議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決              | 117 |
| ○議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決              | 118 |
| ○議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決              | 118 |
| ○議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決              | 119 |
| ○議案第1号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 120 |
| ○議案第2号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 121 |
| ○議案第3号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 122 |
| ○議案第4号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 123 |
| ○議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 124 |
| ○議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 125 |
| ○議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 127 |
| ○議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決         | 128 |
| ○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決               | 129 |
| ○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決              | 132 |

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ○議案第 1 1 号の質疑、自由討議、討論、採決    | 133 |
| ○議案第 1 2 号の質疑、自由討議、討論、採決    | 133 |
| ○議案第 1 3 号の質疑、自由討議、討論、採決    | 134 |
| ○議案第 1 4 号の質疑、自由討議、討論、採決    | 135 |
| ○陳情書の委員会審査報告                | 135 |
| ○委員会報告について                  | 136 |
| ○日程の追加                      | 140 |
| ○重野能之副議長の議員辞職について           | 140 |
| ○日程の追加                      | 142 |
| ○選挙第 1 号 副議長選挙              | 142 |
| ○日程の追加                      | 144 |
| ○齋藤貴史議員の議員辞職について            | 145 |
| ○日程の追加                      | 147 |
| ○常任委員の所属変更の申出許可の報告          | 147 |
| ○総務建設常任委員会委員長の互選結果の報告       | 148 |
| ○日程の追加                      | 149 |
| ○議会運営委員会委員の辞任について           | 149 |
| ○議会運営委員会委員の補充について           | 150 |
| ○日程の追加                      | 151 |
| ○議会運営委員会副委員長の互選結果の報告        | 151 |
| ○議会広報特別委員会委員の補充について         | 152 |
| ○予算決算特別委員会副委員長の互選結果の報告      | 153 |
| ○日程の追加                      | 154 |
| ○議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告  | 154 |
| ○選挙第 2 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙 | 155 |
| ○選挙第 3 号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙   | 156 |
| ○議席の変更について                  | 157 |
| ○閉会中の継続審査（調査）事件について         | 157 |
| ○町長挨拶                       | 158 |
| ○議長挨拶                       | 159 |

|             |     |
|-------------|-----|
| ○閉会の宣告..... | 159 |
| ○署名議員.....  | 161 |

令和 8 年 3 月 3 日 (火曜日)

(第 1 号)

## 令和８年東吾妻町議会第１回定例会

### 議 事 日 程（第１号）

令和８年３月３日（火）午前１０時開会

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 議員派遣の件について
- 第 ５ 承認第 １号 専決処分の承認について（令和７年度東吾妻町一般会計補正予算（第５号））
- 第 ６ 同意第 １号 東吾妻町監査委員の選任について
- 第 ７ 議案第１５号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 ８ 議案第１６号 東吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例について
- 第 ９ 議案第１７号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第１０ 議案第１８号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１１ 議案第１９号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第１２ 議案第２０号 東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業の実施及び使用料に関する条例について
- 第１３ 議案第２１号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第１４ 議案第２２号 ひがしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第１５ 議案第２３号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第１６ 議案第２４号 東吾妻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 第１７ 議案第２５号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第１８ 議案第 １号 令和８年度東吾妻町一般会計予算
- 第１９ 議案第 ２号 令和８年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算

- 第20 議案第 3号 令和8年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算  
第21 議案第 4号 令和8年度東吾妻町介護保険特別会計予算  
第22 議案第 5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算  
第23 議案第 6号 令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算  
第24 議案第 7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算  
第25 議案第 8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算  
第26 議案第 9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）  
第27 議案第10号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
第28 議案第11号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
第29 議案第12号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）  
第30 議案第13号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
第31 議案第14号 令和7年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）  
第32 陳情書の処理について

#### 本日の会議に付した事件

日程第19まで

#### 出席議員（10名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 高橋弘君   | 2番  | 齋藤貴史君 |
| 3番  | 増子京子君  | 4番  | 渡一美君  |
| 5番  | 井上日出来君 | 7番  | 里見武男君 |
| 8番  | 小林光一君  | 9番  | 重野能之君 |
| 10番 | 竹渕博行君  | 11番 | 佐藤聡一君 |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 町長  | 中澤恒喜君 | 副町長  | 石村文明君 |
| 教育長 | 茂木一弘君 | 総務課長 | 酒井文彰君 |

|                        |           |                 |           |
|------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 企 画 課 長                | 玉 橋 晃 君   | まちづくり<br>推進 課 長 | 寺 嶋 徳 郎 君 |
| 保健福祉課長                 | 小 池 さつき 君 | 町 民 課 長         | 谷 直 樹 君   |
| 税 務 課 長                | 藤 岡 剛 君   | 農 林 課 長         | 白 石 彰 久 君 |
| 建 設 課 長                | 永 村 達 之 君 | 上下水道課長          | 角 田 良 信 君 |
| 会 計 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 代 田 聡 君   | 学校教育課長          | 水 出 悟 君   |
| 社会教育課長                 | 伊 澤 文 邦 君 |                 |           |

#### 職務のため出席した者

|                       |         |               |       |
|-----------------------|---------|---------------|-------|
| 議会事務局長                | 西 山 孝 弘 | 議会事務局長<br>議 次 | 小 林 稔 |
| 議会事務局<br>会計年度<br>任用職員 | 田 中 すずの |               |       |

---

### ◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 皆様、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、日々春の訪れが感じられる季節となっておりまして。さて、本日ここに、令和8年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集いただき開会できますことに対し、心から感謝を申し上げます。

本定例会には、人事案件や各種条例の改正をはじめ、令和8年度予算案、令和7年度補正予算案、その他多くの重要案件が提案される予定となっております。

議員各位におかれましては、格別なるご精励をもって審議に臨まれることをお願いいたします。

長い会期が予定されております。町長をはじめ、執行部各位におかれましても特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案などの傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

---

### ◎表彰状の伝達

○議長（高橋 弘君） 初めに、表彰状の伝達を行います。

群馬県町村議会議長会表彰の受賞者が、2月13日に開催された理事会において承認され、2月13日に開催された群馬県町村議会議長会定期総会においてその報告がございました。

当議会におきましても、小林光一議員が町村議会議員として10年以上在職され、その功績を認められ、受賞となりました。

表彰状をお預かりしておりますので、伝達を行います。事務局長が名前をお呼びいたしますので、演壇の前にお進みくださるようお願いいたします。

○議会事務局長（西山孝弘君） 小林議員、演壇の前にお進みください。

(8番 小林光一君 登壇)

○議長(高橋 弘君) 表彰状、東吾妻町議会、小林光一殿。

あなたは多年議会議員として地方自治の本旨を体し、よく住民福祉の増進に寄与された功績は誠に多大であります。よって、ここに表彰いたします。

令和8年2月13日、群馬県町村議会議長会会長、黒岩巧。代読。

おめでとうございます。

(表彰状授与) (拍手)

○議長(高橋 弘君) 以上で表彰状の伝達を終わります。

---

#### ◎町長挨拶

○議長(高橋 弘君) 開会に当たり町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) おはようございます。

令和8年第1回定例会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中ご出席をいただきまして、心より厚く御礼を申し上げます。

また、先ほどは小林光一議員が長年の議員活動の功績により、群馬県町村議会議長会表彰の伝達が行われました。心から敬意を表するとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、新年度予算編成につきましては、長引く物価高騰の影響などもあり、財政状況は引き続き厳しさを増しておりますが、各事業につきましては、その必要性和効果を精査し、限られた財源を重点的かつ効率的に配分するとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、工夫を重ねながら予算編成を進めてまいりました。

本定例会では、令和8年度一般会計予算案を中心に、承認1件、人事案件1件、条例関係11件、予算関係14件、合わせて27件を提案させていただく予定でございます。慎重審議の上、全てを原案どおりご議決をくださいますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（高橋 弘君） ただいまより令和８年第１回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時０７分）

---

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。  
議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋 弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は、会議規則第125条の規定により、３番、増子京子議員、８番、小林光一議員、11番、佐藤聡一議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（高橋 弘君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月17日までの15日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
○議長（高橋 弘君） 異議なしと認め、会期は15日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、3月4日午後までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり、受理をしないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

閉会中の議員辞職許可についてご報告をいたします。

去る2月20日に、6番、高橋徳樹議員から一身上の都合をもって議員を辞職したい旨の願いが提出されておりますので、地方自治法第126条の規定によりまして、2月28日にこれを許可しております。よって、会議規則第147条の規定により、ご報告をいたしました。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧をいただき、議会活動また議員活動に資していただければと思います。

なお、2月13日に開催された群馬県町村議会議長会定期総会における宣言並びに決議も併せて添付してありますので、参考にさせていただきたいと思います。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（高橋 弘君） 日程第4、議員派遣の件についてを議題といたします。

去る2月18日に開催されました吾妻郡町村議会議長会主催の町村議会議員研修会について、9番、重野能之議員より報告願います。

9番、重野能之議員。

（9番 重野能之君 登壇）

○9番（重野能之君） それでは、報告を申し上げます。

令和7年度吾妻郡町村議会議員研修会が、令和8年2月18日午後2時から午後4時まで行われました。会場は、中之条町ツインプラザ交流ホールで、早稲田大学デモクラシー創造研究所地域経営部会長の中村健先生による講演を行っていただきました。先生ご自身の経験を踏まえた講演は、大変現実的で中身のある分かりやすいものでありました。これらを生かし、各議員責務を果たしていきたいと思います。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 以上で、重野能之議員の報告を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第5、承認第1号 専決処分の承認について（令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、特に急を要するため、令和8年1月23日付で専決処分し、同日付で告示を行ったものでございます。今回はこの専決処分についてご承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） おはようございます。お世話になります。

それでは、説明をさせていただきます。

今回承認をいただく専決処分につきましては、衆議院議員解散に伴う衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の実施に当たり、これに要する経費につきまして速やかに予算措置を講ずる必要があるため、令和8年1月23日付で専決処分を行ったものでございます。

内容について説明させていただきます。

予算書の 1 ページでございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 1,252 万 7,000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 96 億 687 万 3,000 円とするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳入でございますが、11 款 1 項 1 目地方交付税におきまして、普通地方交付税 52 万 7,000 円の追加でございます。

次の 16 款 3 項 1 目総務費県委託金でございますが、衆議院議員選挙費委託金 1,200 万円の追加でございます。これは、法律による基準により交付されるものでございます。

次に、6 ページの歳出をお願いいたします。

2 款 4 項 4 目衆議院議員選挙費 1,252 万 7,000 円の追加でございます。

説明欄をご覧ください。

主なものとしましては、期日前投票、投票所における投票立会人等の方々に対する非常勤職員報酬、職員の時間外勤務手当、消耗品費、通信運搬費などを合わせまして 1,252 万 7,000 円の計上となるものでございます。

以上でございますが、ご審議をいただきましてご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については町長報告のとおり、これを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって、本件は承認されました。

地方自治法第117条の規定によって、3番、増子京子議員の退場を求めます。

(3番 増子京子君 退場)

---

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第6、同意第1号 東吾妻町監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町監査委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員は、地方自治法第196条第1項の本則の規定により、町長が議会の同意を得て、人格が高潔で普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理等に優れた識見を有する者及び議員のうちからそれぞれ1名選任することとなっております。このたび、議員のうちから選任された監査委員の齋藤貴史さんが、令和8年2月24日付をもちまして同委員を辞職されたことから、議会の同意を得て後任を選任したいと考えております。

議員の増子京子さんは、人格も高潔であり、識見も豊富でございます。監査委員として適任者であると存じますので、ご同意をくださるようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただければ速やかに選任する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 説明が終わりました。

本件については人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

増子京子議員の入場を許可いたします。

(3番 増子京子君 入場)

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、議案調査

○議長(高橋 弘君) 日程第7、議案第15号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第15号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、下水道事業の公営企業会計への移行に伴う職員配置の見直しに加え、広域組合へ派遣していた職員の復帰等により、職員配置の整理を行う必要が生じたことから、職員定数の区分を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(高橋 弘君) 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長(酒井文彰君) お世話になります。

それでは、詳細説明を申し上げます。

本条例は、東吾妻町職員定数条例第2条において、各部局に配置する職員の定数を定めているものでございます。今回の改正内容は、第2条第2号及び第3号に関する定数の整理であり、業務内容の見直しや職員数の増減を目的とするものではなく、職員が所属する会計区

分を整理するための定数調整でございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条関係ですが、第2条第2号において、町長の事務部局の職員の定数を現行の128人から125人に改めるものでございます。あわせて第2条第3号において、公営企業管理者の事務部局の職員の定数を現行の7人から11人へ改める内容となっております。数字上は町長部局が3人減、公営企業管理部局が4人増となります。

具体的には、広域組合に派遣していた職員が派遣期間を終えて来年度に1名復帰する予定であること、一方で、下水道事業の公営企業会計化に伴い、町長部局に所属している職員4名を公営企業管理者の事務部局へ所属替えすることとなります。その結果、町長部局の在籍職員数としては一時的に1名増えるものの、4名を公営企業会計へ移すため、差し引きとしては3名分の定数減整理が必要となり、今回の条例改正により、町長部局の定数を128人から125人に改めるものでございます。同時に、公営企業管理者の事務部局については4名分の所属替えに対応するために、定数を7人から11人へ整理するものでございます。

なお、本条例の施行期日は、附則により令和8年4月1日としております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第8、議案第16号 東吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第16号 東吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

これまで市町村総合事務組合が実施をしておりました災害弔慰金支給事業について、運用見直しにより、令和8年度から各市町村で実施することとなるため、新たに条例を制定する

ものでございます。

また、本条例の制定に伴い、設置をされる災害弔慰金等支給審査委員会の委員報酬を現行の報酬条例に位置づけるため、附則にて所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、詳細説明を申し上げます。

条文のほうをお開きください。

本条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令に基づき、災害により亡くなられた方の遺族への災害弔慰金、重度の障害を負われた方への災害障害見舞金並びに被災世帯への災害救護支援の貸付けを町として実施するために必要な事項を定めるものです。

これまで、これらの事務は群馬県市町村総合事務組合において共同処理されてまいりましたが、この共同処理が令和8年3月31日をもって終了することから、今後は各市町村がそれぞれ個別に事務を行う体制へ移行することとなります。このため、本町におきましても町として支給事務を適切に実施するため、本条例を新たに制定するものでございます。

条例の構成と主な内容ですが、本条例は全5章及び附則で構成しております。

第1章、総則では、条例の目的及び用語の定義を定めております。

第2章、災害弔慰金の支給では、災害により町民が死亡した場合の遺族への弔慰金の支給対象、支給額、支給制限及び手続について定めております。

第3章、災害障害見舞金の支給におきましては、災害により重度の障害を受けた町民への見舞金の支給額及び手続等を定めております。

第4章、災害救護資金の貸付けでは、被災世帯の生活再建のための資金貸付けについて、貸付限度額、償還期間、利率、保証人等を定めております。

第5章、雑則では、支給の適正性確保のための災害弔慰金等支給審査委員会の設置及び必要事項の規則委任を定めております。

なお、災害弔慰金の支給に係る経費につきましては、町が単独で全額を負担するものではなく、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1という負担割合となっており、町単費のみで実施する制度ではございません。

また、本条例第16条におきまして災害弔慰金等支給審査委員会を設置することとしており

ますが、当該委員は非常勤特別職に該当するため、報酬支給の根拠を明確にする必要がございます。そのため、附則におきまして、東吾妻町特別職の職員で非常勤の者及び各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に、災害弔慰金等支給審査委員、日額7,700円を追加する改正を併せて行うものです。これは新たな委員会設置に伴う整合措置であり、既存の他の審議会等と同水準の日額として整理をしたものです。

なお、本条例の施行期日は、附則により令和8年4月1日としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第9、議案第17号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第17号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

中小企業等の経営環境が依然として厳しい状況下において、小口資金の返済負担の軽減を図るため、制度の1年間の延長を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） お世話になります。

それでは詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、経済情勢が依然として厳しいことを勘案し、群馬県小口資金

融資促進制度要綱の改正に合わせ、群馬県及び信用保証協会と連携し、中小事業者の経営安定化を図ることを目的に、借換え制度の期間を1年間延長するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

企業債務の借換え、第8条の2でございますが、借換への申込期限について、改正前では下線部、令和8年3月31日までと定められているものを、改正後、令和9年3月31日までと1年間の延長を行うものでございます。借換え期間を延長することにより、中小事業者を支援していくための改正となります。

なお、本条例の施行につきましては、令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第10、議案第18号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第18号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は、新たに観光駐車場を1か所設置したため、本条例に追加するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） よろしく申し上げます。

詳細説明を申し上げます。

今回の改正につきまして、新たに観光駐車場 1 か所を設置しましたので、本条例に加えるものでございますが、新旧対照表の改正後の欄をご覧ください。

第 3 条の表におきまして、下から 3 番目、名称のところでございますが、道の駅西側駐車場、位置といたしまして、東吾妻町大字三島 6877 番地を追加し、また並びにつきましては地域ごとに整理をするものでございます。

本条例の施行につきましては、令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3 月 13 日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第 19 号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第 11、議案第 19 号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 19 号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本改正は誤字等の訂正のほか、都市公園の利用に際して行為の制限や禁止事項をより明確に明文化するために改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） それでは、詳細説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧くださいいただければと思います。

第 2 条の 4 でございますが、改正前の下線部、「都市公園の利用目的に応じて」とある部

分の前に同じ表記の重複がございます。この誤記を削除するものとなっております。

続きまして、第2条の5でございますが、都市公園の建築面積の基準を規定するものであり、改正前の下線部につきましては、第2条の4が転記されていて重複しているものとなっておりますので、誤記として削除するものでございます。

続きまして、第4条、行為の制限でございますが、改正前の1号の下線部、「行商」を「物品販売」に改め、5号におきましては、花火、焚き火等火気使用をすること、それから第6号におきましては、改正前の第5条第1項第6号を移動し、指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れること、また都市公園利用目的以外の者が駐車することについて行為の制限を追加するものでございます。

続いて、第5条、行為の禁止でございますが、第6号に正当な理由なく凶器、爆発性物質等危険物を持ち込むこと。第7号に、前号のほか、都市公園の管理上の必要により町長の禁止した行為をすることに改めるものでございます。

なお、本条例の施行は公布の日からということにしております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第20号 東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業の実施及び使用料に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第20号 東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業の実施及び使用料に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、環境に配慮した交通手段の提供及び吾妻溪谷周辺の周遊利便性の向上を図り、町の観光及び地域振興に資するため、事業の実施及び使用料について必要な事項を定めるも

のでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 詳細説明を申し上げます。

今回の制定につきましては、先ほど町長申し上げたとおり、環境に配慮した交通手段の提供、また溪谷周辺の周遊利便性の向上を図り、町の観光及び地域振興に資するため、本事業の実施及び使用料について必要な事項を定めるものでございます。

今までは、東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業実施要綱によって直営で実施してきたところでございます。4月から指定管理者になるため、業務委託化を推進するに当たり条例化するものでございます。

それでは、条文をご覧ください。

第1条につきましては、目的を規定するものでございます。

第2条につきましては、貸出用自転車をレンタサイクルと定義するものとなっております。

第3条でございます。管理者を規定するものでございます。第2項では広域連携について、第3項では事業委託について定めるものでございます。

第4条については、利用対象者について規定するものでございます。

第5条は、利用許可について規定するものでございます。

第6条でございますが、利用許可の制限について規定するものでございます。

第7条でございます。利用許可の取消しを規定するものでございます。

第8条でございます。使用料について定めるもので、次ページの別表において2時間1,000円、1日2,000円。延長につきましては、1時間ごとに500円で、その上限額は1,000円と規定するものになってございます。こちらの金額につきましては、現行の料金と変更はございません。

第9条につきましては、使用料の減免について規定するものでございます。

第10条でございます。権利の譲渡の禁止について規定するものとなっております。

第11条でございますが、損害賠償についての規定でございます。

第12条は、免責について規定するものとなっております。

第13条ですが、委任について規定するものとなっております。

なお、本条例の施行は、令和8年4月1日からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第13、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の内容は、医療費助成の分野において、マイナンバーを活用し自治体と医療機関とをつなぐ情報連携を構築することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） お世話になります。

今回の改正は町長提案のとおりでございまして、自治体と医療機関をつなぐ情報連携基盤、パブリック・メディカル・ハブ、略称PMHとありますが、そちらを医療費助成の分野において全国的に運用していくため、国のPMHシステムと自治体医療関係等のシステムの情報連携を進めておるところでございます。その実施に先行して所要の条文改正を行います。

主に病院等の窓口における紙の福祉医療受給者証の持参や提示が不要となり、マイナンバ

ーカード、いわゆるマイナ保険証でございますが、そちらによる受給資格の確認が可能となるものでございます。

原則、情報連携に伴う内容でございますが、マイナンバーカードをお持ちでない方等に向けて、第4条第3項においては、紙の受給者証も交付できるとしております。実際には、利用している医療機関や薬局側のシステム改修が整いませんと、現場のほうでは利用できませんので、導入が進むまでの当面の間は紙の受給者証との併用になります。

施行日は町のシステム稼働に合わせ、3月1日からの遡及適用とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第14、議案第22号 ひがしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第22号 ひがしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ひがしあがつま地域活動支援センターにつきましては、平成18年から6期にわたり、矢倉地内の町有施設において指定管理によって運営してまいりましたが、建物が築70年余りを経まして老朽化が深刻でございました。移転先を検討していたところ、町社会福祉協議会所有の旧デイサービスセンター水仙へと移転することで協議が整い、それに伴いまして施設の用途を廃止するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 本条例の廃止につきましては、町長提案のとおりでございます。指定管理によって運営してまいりましたひがしあがつま地域活動支援センターの建物は、昭和32年に築造され70年ほどが経過しており、老朽化は大変深刻なものでございました。公共施設等総合管理計画においても、旧耐震基準の建物であり、移転も考慮した上で利用者の安全性確保に向けて対策を検討するとされている中で、ここ数年来移転先を検討しておりましたが、町有施設では適したものが見つけられない状況がございました。

このたび、町社会福祉協議会所有の旧デイサービスセンター水仙の利活用という点と、地域活動支援センター事業が令和8年度から本事業を開始する重層的支援体制整備事業の一環という点が合致いたしました。社協の施設への移転に係る協議が整ったため、今年度をもって元の施設の用途を廃止するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第15、議案第23号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第23号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度国民健康保険税の税率改正について国民健康保険運営協議会、渡一美会長に諮問いたしておりましたが、その答申を2月19日に頂戴いたしました。答申では、当町の国民健康保険事業の運営において、財政状況が厳しく、将来にわたり国民健康保険を堅持していくことが難しくなると危惧される。今後も町民の健康や暮らしを守り、引き続き安定した国民健康保険運営をするために、国民健康保険の税率の見直しを付するので、十分な配慮の

上、実施されたいとのご意見とともに、見直し後の医療分、所得割率、均等割額及び平等割額をご提示をいただきました。今回の改正は、その答申にのっとり、令和8年度からの国民健康保険税率等を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） お世話になります。

それでは、詳細についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町長提案説明のとおり、国民健康保険運営協議会長から提出された答申にのっとり、令和8年度からの国民健康保険税率等を改めるものでございます。

なお、今回の税率改正につきましては、医療分のみで、後期高齢者支援分と介護納付金分については改正はございません。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

初めに、第3条は、被保険者に係る基礎課税額、一般的に医療費給付費分と言われているところですが、その基礎課税額の所得割額を算定するのに用いる所得割額について、改正前の100分の7.10を、改正後は100分の7.20に改めるものでございます。

第5条は、基礎課税額の被保険者均等割額を3万円から3万2,100円に改めるものでございます。

第5条の2は、基礎課税額の世帯別平等割額の規定でございます。第1号では、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯の世帯別平等割額を2万1,400円に、第2号では、特定世帯の世帯別平等割額を1万700円に、第3号では、特定継続世帯の世帯別平等割額を1万6,050円にそれぞれ改めております。

条文中の特定世帯とは、国保加入者が1人だけの世帯のうち、後期高齢者医療制度の適用により国保資格を喪失した者で、国保喪失日以降も継続して同一の世帯に属する者がいる世帯のこと。また、特定継続世帯とは、5年を経過しても特定世帯の状況が継続している世帯のことでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、第23条でございますが、この第23条は国民健康保険税の減額規定でございます。

第23条第1項第1号は、各算定額に乗ずる割合を10分の7と規定するものでございます。

(ア)は基礎課税額の被保険者均等割額を、イは基礎課税額の世帯別平等割額をそれぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

次に、第2号は各算定額に乗ずる割合を10分の5とする規定でございます。第1号同様に、アとイの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

次に、第3号は各算定額に乗ずる割合を10分の2とする規定でございます。第1号、第2号同様に、アとイの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

続いて、第2項でございますが、第2項は未就学児に対する減額規定でございます。

4ページをお願いいたします。

第1号は、基礎課税額の被保険者均等割額について、アからエの区分により、それぞれ改正後の金額に改めるものでございます。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1項の施行期日でございますが、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正条例施行に伴う適用区分を規定するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第16、議案第24号 東吾妻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第24号 東吾妻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

生後6か月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子供の良質な育成環境を整備するために、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度が創設をされ、令和8年度から全国で展開をされております。乳児等通園支援事業者が実施する事業について、適切な運営状況が確保されていることなどを確認するための基準を市町村が定めなければならないとされており、新規に条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしく申し上げます。

制定文をご覧ください。

第1条は、条例の制定趣旨を規定してございます。

第2条は、特定乳児等通園支援事業者が目指すべき一般原則を規定してございます。

第3条は、特定乳児等通園支援事業者が利用定員、利用時間、事業所の開所日などを定めることを規定してございます。

第4条は、特定乳児等通園支援事業者が行わなければならない保護者との事前面談、面談時に交付する文書、保護者の同意手続を規定してございます。

第5条は、特定乳児等通園事業者が保護者からの申込を正当な理由なしに拒否できないことを規定してございます。

第6条は、特定乳児等通園支援事業者が町が行う事業利用のあっせん要請に協力しなければならないことを規定してございます。

第7条は、特定乳児等通園支援事業者がサービスを提供する際に、乳児等支援支給認定証に記載された利用者に関する基礎情報を確認することを規定してございます。

第8条は、乳児等支援給付認定を受けていない保護者から利用申込があった場合は、乳児等特定支援事業者が必要な援助を行わなければならないことを規定しています。

第9条は、特定乳児等通園支援事業者がサービスの提供に当たって、子供と保護者の心身の状況などの把握に努めなければならないことを規定してございます。

第10条は、特定乳児等通園支援事業者が特定教育・保育施設等との連携に努めることを規定しています。

第11条は、特定乳児等通園支援事業者がサービス提供に際し、提供日時、内容などを記録

しなければならないことを規定しています。

第12条は、特定乳児等通園支援事業者のサービス対価の受け取り方法、保護者の費用負担の範囲、保護者への領収書の交付などの支払い手続を規定しています。

第13条は、特定乳児等通園支援事業者が保護者に対し、乳児等支援給付費に係る通知等を行うことを規定しています。

第14条は、特定乳児等通園支援事業者が関係法令に基づき適切なサービス提供を行わなければならないことを規定しています。

第15条は、特定乳児等通園支援事業者が事業評価を行うこと、事業改善に努めることを規定しています。

第16条は、特定乳児等通園支援事業者が保護者からの相談に応じ必要な助言等を行わなければならないことを規定しています。

第17条は、特定乳児等通園支援事業所の職員が、子供の体調急変など緊急時に講じなければならないことを規定しています。

第18条は、保護者が不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受けたとき等は、特定乳児等通園支援事業者が町に通知しなければならないことを規定しています。

第19条は、特定乳児等通園支援事業者が事業運営に係る重要事項に関する規定を定めておくことを規定してございます。

第20条は、特定乳児等通園支援事業者が適切なサービスが提供できるよう、勤務体制や研修機会などを確保することを規定してございます。

第21条は、特定乳児等通園支援事業者が利用定員を超えてサービスを提供してはいけないことを規定してございます。

第22条は、特定乳児等通園支援事業者が見やすい場所に、事業運営に係る規程の概要、職員の勤務体制、保護者の負担費用などの重要事項を掲示することを規定しています。

第23条は、特定乳児等通園支援事業所において、子供に対し差別的な取扱いをしてはならないことを規定しています。

第24条は、特定乳児等通園支援事業所の職員に、虐待等の行為をしてはならないことを規定しています。

第25条は、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、業務上の秘密を保持することを規定してございます。

第26条は、特定乳児等通園支援事業者が適切なサービス内容の情報提供を行うことを規定

しています。

第27条は、特定乳児等通園支援事業者が利益供与、利益収受をしてはならないことを規定しています。

第28条は、特定乳児等通園支援事業者が講じなければならない特定乳児等通園支援事業に関する苦情の受付窓口の設置、記録、報告等の方法を規定してございます。

第29条は、特定乳児等通園支援事業者が地域との連携に努めることを規定してございます。

第30条は、特定乳児等通園支援事業者が講じなければならない事故発生の防止と事故発生時の対応を規定しています。

第31条は、特定乳児等通園支援事業の会計を区分しなければならないことを規定しています。

第32条は、特定乳児等通園支援事業者が事業所の職員、設備、会計などに関する記録を整備しなければならないことを規定しています。

第33条は、特定乳児等通園支援事業者が行う書面の記録等を電磁的記録に変えること、書面の交付や提出を電気通信回線等を利用する方法で可能とすることを規定しています。

第34条は、委任規定となっています。

条例の施行は、令和8年4月1日を予定しています。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

説明の途中ではありますけれども、休憩いたします。

再開を11時15分といたします。

（午前11時04分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前11時15分）

◎議案第25号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第17、議案第25号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第25号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この改正案は、物価高騰による賄い材料費価格への影響に対応するため、学校給食を受ける者が費用負担とする給食費の日額を改定するものでございます。子育て世帯への支援策として取り組んでいる本条例に基づく幼児・児童・生徒に係る給食費無償化につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 新旧対照表をご覧ください。

学校給食法では、給食費は保護者の負担と規定されており、これを準用して、こども園、小学校、中学校の教職員が負担する給食費を定めております。歳入の給食費等と歳出の賄い材料費は均衡が保たれていることが基本ですが、賄い材料費の高騰、特に米、パン、麺類の価格改定によりまして、均衡を保つことが厳しい状況にあることから、給食費を区分に応じてそれぞれ20円引き上げるものでございます。

条例の施行は、令和8年4月1日を予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第18、議案第1号 令和8年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第1号 令和8年度東吾妻町一般会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回お願いする令和8年度一般会計当初予算は、総額で95億8,900万円を計上させていただきました。前年度と比較して4.3%、金額にいたしまして3億9,400万円の増額となっております。限られた財源の中で既存事業の見直しを行い、新規事業につきましても緊急性や必要性、費用対効果などを精査して、経費節減と合理化を図り、予算編成を行いました。

それでは、予算の主な内容について、歳入からご説明申し上げます。

町税につきましては、9,230万8,000円増の21億3,399万5,000円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、普通地方交付税が31億4,000万円、特別地方交付税が2億3,000万円となり、総額で1億6,000万円の増額となっております。

国庫支出金は、総額で5,311万6,000円の減額となり、県支出金は総額で6,634万8,000円の増額となりました。

財産収入につきましては、金利上昇や債券運用に伴う利子などにより、1,294万6,000円の増額となりました。

繰入金につきましては、財政調整基金、合併市町村振興基金などからの繰入りを前年度から1億3,081万6,000円減額し、総額で8億5,743万7,000円を計上いたしました。

最後に、町債でございますが、前年度から総額で2億2,870万円の増額となっております。教育債の増額が主な要因でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

総務費につきましては、財産管理費の町有施設除却費用や電算業務費の減などにより、総額で1億3,175万円の減額となりました。

民生費につきましては、障害者福祉費、国民健康保険費などの増により、1億1,381万4,000円の増額となりました。

農林水産業費につきましては、農地費の県単小規模土地改良事業の増などにより、9,238万9,000円の増額となりました。

教育費につきましては、小学校管理費の坂上小学校屋内運動場建設に伴う増などにより、3億2,119万8,000円の増額となっております。

以上が主な内容でございますが、詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

それでは、一般会計当初予算の詳細説明をさせていただきます。

最初に、別途配付しました予算関係資料について説明させていただきます。

まず、1ページにつきましては、一般会計の款別予算の対前年度比較となっております。

2ページにつきましては、会計別予算額の対前年度比較でございます。

3ページ、4ページでございますが、一般会計歳入歳出予算の款別の増減分析でございます。

5ページにつきましては、一般会計の性質別予算の集計でございます。

6ページにつきましては、一般会計から特別会計への繰出金、補助金等の状況でございます。

7ページにつきましては、会計別の地方債残高の状況となっております。

そしてもう一つ、本日配付いたしました資料でございます。

令和8年度予算案重点事業の概要でございます。重点事業35件につきまして、事業ごとの内容等を詳細にまとめたものとなっております。

以上で資料の説明を終わります。予算審議の参考資料としてご活用いただければと思います。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

初めに、第1条でございます。

今回お願いする令和8年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ95億8,900万円と定めるものでございます。前年度と比較しまして4.3%の増、金額にして3億9,400万円の増額でございます。

第2条は、債務負担行為を設定するものでございます。

第3条は、地方債の限度額等を設定するものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を8億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用でございます。職員給与費の同一款内の流用について規定するものでございます。

以上が第1条から第5条まで、今回議決をお願いする内容でございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございますが、LGWANサーバーリース料から管内小・中学校通信ネットワーク更改リース事業までの6事業につきまして、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表の地方債につきましては、起債の目的別に14件、合計で7億7,480万円の限度額等を設定するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

初めに、歳入予算から説明させていただきます。

町税につきましては、税務課長から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） それでは、税務課の重点事業であります歳入予算の町税につきまして、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、8ページをお開きください。

1款町税につきましては、従前どおり、本年度の調定額や昨年度の決算額等を基本に徴税率等を勘案して計上させていただいております。

町税全体の予算額は21億3,399万5,000円でございます。本年度当初予算ベースとの比較では9,230万8,000円の増、率として約4.52%の増でございます。法人町民税、固定資産税の合計で8,168万3,000円の増収を見込んでいることが主な要因でございます。

それでは、各税目ごとにご説明させていただきますので、10ページをお開きください。

まず、1項町民税、1目個人町民税では、本年度比376万4,000円増の5億1,736万1,000円を見込んでおります。現年課税分は5億1,352万9,000円、滞納繰越分は383万2,000円でございます。

次に、2目法人町民税では、本年度比4,377万8,000円増の1億5,080万4,000円を見込んでおります。現年課税分は316法人で1億5,061万2,000円、滞納繰越分は19万2,000円でご

ざいます。

続きまして、2項固定資産税でございます。

1目固定資産税では、本年度比3,790万5,000円増の12億7,230万5,000円を見込んでおります。現年課税分は12億6,688万3,000円、滞納繰越分は542万2,000円でございます。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金では、本年度比1万5,000円減の2,637万円を見込んでおります。交付団体は関東森林管理局、群馬県、東京都杉並区の3団体でございます。

次に、3項軽自動車税でございます。

1目環境性能割では、本年度比39万6,000円減の568万6,000円を見込んでおります。この環境性能割は、軽自動車を購入した際に課する町税ではありますが、実務的には県が徴収し、町に払い込まれておるものでございます。

2目種別割では、本年度比56万3,000円増の6,468万3,000円を見込んでおります。現年課税分は、軽自動車や原動機付自転車等の9,323台分、6,421万3,000円、次ページの滞納繰越分は47万円でございます。

引き続き11ページになりますが、4項町たばこ税でございます。加熱式たばこに係る課税方式の見直しにより、本年度比670万9,000円増の9,408万6,000円を見込んでおります。

最後に、5項入湯税でございます。本年度決算見込額の推計や鉱泉浴場1施設の休業を踏まえて、本年度と同額の270万円を見込んでおります。

1款町税の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、2款地方譲与税でございます。

1項地方揮発油譲与税は2,811万円で、前年度比較450万円の減額でございます。

2項自動車重量譲与税は9,485万2,000円で、前年度比較94万2,000円の増額でございます。12ページをお願いいたします。

3項森林環境譲与税は4,351万5,000円で、前年度比較200万1,000円の増額でございます。

3款1項利子割交付金は100万円で、前年度比較60万円の増額でございます。

4款1項配当割交付金は1,233万円で、前年度比較433万円の増額でございます。

次に、5款1項株式等譲渡所得割交付金は1,667万5,000円で、前年度比較1,167万5,000円の増額でございます。

6款1項法人事業税交付金は3,700万円で、前年度比較200万円の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

7款1項地方消費税交付金は3億6,970万円で、前年度比較3,070万円の増額でございます。

8款1項ゴルフ場利用税交付金は1,545万円で、前年度比較45万円の増額でございます。

9款1項環境性能割交付金は50万円で、前年度比較1,750万円の減額を見込んでおります。

10款1項地方特例交付金は2,275万円で、前年度比較1,325万円の増額を見込んでおります。

次に、11款1項地方交付税につきましては33億7,000万円で、前年度比較1億6,000万円の増額でございます。国の地方財政計画の伸び率等を勘案し、増額を見込んでいるものでございます。

14ページをお願いいたします。

12款1項交通安全対策特別交付金は247万円で、前年度比較27万円の増額でございます。

次に、13款分担金及び負担金でございます。

1項負担金でございますが、1目民生費負担金から4目教育費負担金までの合計で2,552万1,000円を計上するものでございます。

15ページをお願いいたします。

2項の分担金につきましては存目措置でございます。

次に、14款使用料及び手数料でございます。

1項使用料は、1目総務使用料から5目教育使用料までの合計で3,882万2,000円の計上でございます。前年度比較で2,872万1,000円の減額となりますが、3目商工使用料のうち、自転車型トロッコ使用料につきまして指定管理者制度への移行に伴い、皆減となったことが主な理由でございます。

16ページをお願いいたします。

2項の手数料につきましては、1目総務手数料から5目土木手数料までの合計で754万3,000円の計上でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、1目民生費国庫負担金と、17ページですが、2目衛生費国庫負担金を合わせまして4億666万8,000円の計上でございます。

2項の国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金から、18ページの下段になりますが、6目教育費国庫補助金までの合計で3億524万5,000円の計上でございます。

19ページをお願いいたします。

3 項国庫委託金につきましては、1 目総務費国庫委託金と2 目民生費国庫委託金の合計で161万1,000円の計上でございます。

次に、16款県支出金、1 項県負担金につきましては、1 目民生費県負担金と、20ページに移りまして、2 目衛生費県負担金の合計で2 億4,159万円の計上でございます。

次に、2 項県補助金につきましては、1 目総務費県補助金から、22ページに移りますが、中段の8 目農林水産業施設災害復旧費県補助金までの合計で2 億7,953万3,000円の計上でございます。

3 項県委託金につきましては、1 目総務費県委託金から、23ページでございますが、3 目教育費県委託金までの合計で2,860万6,000円の計上でございます。

続いて、17款財産収入、1 項財産運用収入でございますが、1 目の財産貸付収入と2 目の利子及び配当金の合計で、24ページに移りますが、5,909万2,000円の計上でございます。

2 項財産売払収入につきましては、不動産と物品の売払い収入としまして210万2,000円を計上しております。

続いて、18款1 項寄附金につきましては、合計で2,500万2,000円の計上でございます。

25ページをお願いいたします。

19款繰入金、1 項基金繰入金につきましては、1 目財政調整基金繰入金から8 目スポーツ振興基金繰入金までの合計で、前年度より1 億2,559万3,000円減額の8 億4,925万9,000円を見込んでおります。

庁舎建設基金繰入金と学校施設整備基金繰入金につきましては、廃目でございます。

26ページをお願いいたします。

2 項特別会計繰入金につきましては、介護保険特別会計からの繰入金で817万8,000円の計上でございます。

次に、20款繰越金につきましては、前年度同額の2 億1,000万円の計上でございます。

21款諸収入でございますが、1 項延滞金、加算金及び過料について87万5,000円、2 項の町預金利子に220万円、3 項の受託事業収入に1,854万8,000円を計上しております。

27ページをお願いいたします。

4 項の雑入につきましては、1 目衛生費徴収金から、29ページに移りまして、7 目弁償金までの合計で1 億5,545万7,000円の計上でございます。

30ページをお願いいたします。

22款町債でございますが、1 目総務債から8 目教育債までの合計で7 億7,480万円の計上

でございます。

歳入については以上でございます。

続いて、歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、31ページから歳出になります。

1款1項1目議会費につきましては、総額で8,461万2,000円、前年と比較しまして238万6,000円の増となります。主なものは、議員報酬12名分と事務局職員3名分の人件費と議会運営に要する経常的な経費が主なものでございます。

議会費の説明は以上であります。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 32ページ下段をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費につきましては、総額で4億9,528万3,000円の計上となります。

初めに、職員人件費は合計で4億5,613万2,000円でございます。会計年度任用職員報酬2名分と特別職給料2名分、次ページに移りますが、一般職給料42名分は総務課、企画課、まちづくり推進課、会計課、町民課、東支所の職員給料、それから各種手当、共済組合負担金、退職手当組合負担金等でございます。

続いて、一般管理事務費3,543万5,000円は、各種委員報酬と社会保険料、次ページに移りまして、町長交際費のほか役場本庁舎内の経常的な管理経費でございます。主なものといましては、印刷製本費300万円は印刷機や複合機の印刷コピー代、通信運搬費1,152万円につきましては役場全体の郵便料などでございます。このほか電話交換業務委託料396万円、総合法令管理システム利用業務委託料384万9,000円などでございます。

次ページに移りまして、人事管理費371万6,000円は、職員健康診断委託料146万9,000円や産業医の委託料64万4,000円、機材取扱技能講習負担金51万6,000円、職員資格等取得費支援補助金20万円などを計上しております。

続きまして、2目行政振興費は、合計で3,651万4,000円の計上でございます。こちらは各行政区の区長、班長等に依頼する行政事務連絡業務委託料1,269万2,000円や住民センター整備事業補助金599万3,000円、魅力あるコミュニティ事業助成金285万4,000円などが主なものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、3目財政管理費でございます。合計で179万2,000円の計上でございます。

次のページをお願いします。

主なものとしましては、財務会計等システム使用料116万6,000円でございます。前年度と比較して352万2,000円の減額となっていますのは、財務書類作成業務委託事業が完了したことによる減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 会計課長。

○会計課長（代田 聡君） 続きまして、4目会計管理費につきましては、合計で1,893万4,000円、前年度と比較しまして910万4,000円の増額となります。

説明欄をご覧ください。

会計管理事業につきましては、合計で1,663万4,000円でございます。こちらは職員の時間外勤務手当をはじめ口座振替手数料、振込手数料、コンビニ収納手数料、電算業務委託料、収納消し込みシステムの使用料などが主なものでございます。

続きまして、事務用品管理事業につきましては、合計で230万円でございます。こちらは役場全体の消耗品やファイリング用品の購入費、また各種封筒の印刷製本費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、5目財産管理費は、総額で8,769万7,000円の計上となります。

初めに、庁舎管理事業につきましては4,618万8,000円の計上です。

4行目、電気料1,179万5,000円は、役場本庁舎とコンベンションホールの高圧電力に係る電気料でございます。

通信運搬費204万円は、役場本庁舎全体の電話料です。

次ページに移りまして、8行目ほど、建築物環境衛生管理業務委託料683万5,000円は、庁舎の清掃等に係るビル管理業務委託料でございます。

ページ中ほど、E S P業務委託料442万2,000円は、役場庁舎や学校などの高圧電力契約の18施設について、より経済的な契約を選定するためのエネルギーサービスプロバイダー委託料となります。

下から4行目、工事請負費183万1,000円は、庁舎維持修繕工事費のほか、役場敷地内のE V急速充電機の撤去工事を予定するものでございます。

備品購入費130万円は、庁舎内に設置の防犯カメラ更新費用などでございます。

次ページ、庁用車管理事業は、合計で749万2,000円でございます。こちらは総務課で管理しております庁用車に係る燃料費、修繕料、リース料などの費用となります。

町有バス運行事業は、合計で481万3,000円の計上です。こちらは町が所有する2台のマイクロバスに係る管理費用及び自動車運転業務の委託料でございます。

続いて、その他財産管理事業、合計で2,352万5,000円の計上です。主なものとしましては、測量設計管理委託料1,583万8,000円がございます。こちらは旧岩島中学校体育館の除却事業実施に係る設計費、また公共施設等総合管理計画の改定を見込むものでございます。この2事業につきましては、令和8年度の重点事業としております。

次ページに移りまして、地域振興センター事業は、合計で567万9,000円の計上となります。地域振興センター維持管理に係る光熱水費、保守委託等の経常的な管理経費でございます。

下から3行目の工事請負費110万円につきましては、センター内の多目的室及び調理室へのエアコン移設設置費用でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 6目公平委員会費ですが、11万5,000円は群馬県町村公平委員会の負担金であります。

7目固定資産評価審査委員会で13万6,000円の計上ではありますが、委員報酬3名分と費用弁償、消耗品、図書代になります。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 8目財政調整基金費でございます。財政調整基金と減債基金の利子の積立てとして1,672万2,000円を計上しております。

次に、9目企画費でございます。全体で7,696万3,000円を計上しております。

説明欄の企画調整事業でございますが、2,296万2,000円で、令和8年度の重点事業③については本事業に含まれているものでございます。総合計画策定業務委託料330万円、吾妻広域町村圏振興整備組合の一般経費の負担金1,592万5,000円、次のページに移りますが、合併市町村振興基金の利子の積立てとして144万5,000円が主なものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金事業につきましては、返礼品代金としまして報償費600万円、ふるさと納税支援業務委託料としまして393万8,000円、ふるさと応援寄附基金への積立金

としまして2,512万4,000円などを主なものとしまして、合計で3,603万3,000円を計上しております。

次に、移住定住事業でございますが、664万7,000円の計上でございます。主なものとしましては、移住コーディネーターに対する移住相談業務委託料200万円、お試し移住用住居の賃貸料としまして土地建物等借上料120万円、43ページに移りまして、地方創生推進交付金移住支援金としまして260万円などでございます。

続きまして、関係人口創出事業は326万5,000円の計上でございます。主なものとしましては、新聞広告やマイロックタウン東吾妻関連の広告など広告料としまして132万円、官民連携プロジェクト委託料としまして、ザスパ群馬とのワークショップ等開催委託料など55万円となっております。

次に、人口減少対策事業100万円につきましては、結婚新生活支援事業補助金などが主なものとなっております。

44ページをお願いいたします。

地域おこし協力隊事業でございます。本事業は重点事業②として記載している事業となっております。移住定住支援や空き家の有効利用など、地域おこし協力隊を活用し、相談窓口の強化や移住後のアフターフォローなど、推進体制の充実を図るもので、新規事業としまして705万6,000円を計上しております。

続きまして、10目運輸対策費につきましては9,536万3,000円の計上でございます。

路線バス運行対策費9,330万2,000円につきましては、本年度の重点事業①を含むものでございます。町内全域にデマンドバスを運行するためのデマンド交通システム導入業務委託料300万円、車両ラッピング委託料175万円、備品購入費90万円を計上しております。そのほか地域公共交通計画の次期計画策定費を含めた地域公共交通活性化協議会への負担金1,083万4,000円、町内のバス6路線を維持するための乗合バス運行費補助金7,596万6,000円が主なものとなっております。

次の鉄道対策事業206万1,000円につきましては、町内にあります4つの駅のトイレや駐輪場管理に要する経費が主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、11目支所費は、総額で7,547万6,000円の計上でございます。

支所管理事業は、合計で1,151万7,000円の計上となります。こちらは電気料の700万円や

保守委託料などを含め、支所運営に係る経常的な経費が主なものとなっております。

次ページに移りまして、中ほど、改善センター管理事業は、合計627万4,000円でございます。こちらは、あづま農村環境改善センターの施設管理に係る経常経費が主なものでございます。

工事請負費の457万8,000円につきましては、1階事務室のエアコン改修工事を予定するものでございます。

続いて、情報通信事業は4,393万1,000円の計上でございます。こちらはあづまケーブルテレビに係る維持管理運営経費のほか、47ページになりますが、工事請負費3,690万円、こちらはその大部分が上信自動車道の建設事業に伴う光ケーブルの支障移転工事費の計上でございます。こちらは群馬県の移転補償により、実施する工事が主でございます。

続いて、発電事業は1,375万4,000円の計上です。小水力発電事業に係る経費及び小水力発電基金への積立金1,315万2,000円でございます。

続いて、12目簡易郵便局費は1,714万8,000円の計上でございます。こちらは植栗、厚田、本宿の3か所の簡易郵便局に係る会計年度任用職員の人件費などで、日本郵便からの事務委託金を充て運営しているものでございます。

次ページに移りまして、13目交通対策費は、合計で1,487万8,000円の計上となります。主なものとしましては、ページ中ほど、交通指導員委託料336万円のほか、工事請負費600万円、こちらはカーブミラーの設置や区画線など交通安全対策工事を行うためのものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、14目電算業務費でございます。総額で9,477万3,000円の計上でございます。主な内容としましては、49ページに記載されております電算業務に関する機器等の保守料や更新作業などの業務委託料、システムや回線等の利用料でございます。このほか、50ページに移りますが、サーバー、パソコン、プリンターなどの情報システム等の機器リース料が主なものとなっております。

なお、前年度比較7,093万4,000円の減額でございますが、帳票等の印刷費につきまして、今までは電算業務費でまとめて支払っておりましたが、令和8年度より関連事業費ごとに支出をするよう振り分けたことによる減額と、国の標準準拠システムへの移行完了に伴う減額が主なものとなっております。

次に、15目開発費でございます。企画課で管理します公用車の維持費用などで21万8,000

円の計上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

（午前11時58分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開します。

（午後 1時00分）

---

○議長（高橋 弘君） 引き続き担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 50ページ下段からの続きになります。

16目広報広聴活動費に1,703万円の計上となります。

3行目、印刷製本費548万1,000円は、広報ひがしあがつまとお知らせカレンダーの発行費用でございます。

中ほどのホームページリニューアル委託料700万円ですが、こちらは現在の町ホームページの維持管理契約が令和8年度末で終了することから、8年度中にホームページのリニューアルを予定しており、この委託料として700万円を見込むものでございます。

また、次ページ1行目になりますが、今年度運用を開始しました公式LINEのアカウント使用料132万円を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） よろしくお願いします。

続きまして、17目地域活性化対策事業でございますが、総額5,604万5,000円の計上でございます。前年度と比較して2,201万9,000円の減でございますが、指定管理により、アガッタン事業費、人件費等が減っているということで、そちらが主なものでございます。

そうしましたら、説明欄のほうをご覧ください。

地域活性化事業2,232万2,000円でございますが、地域プロジェクトマネジャーの任期満

了により、会計年度任用職員に係る人件費の計上はなくなっております。水仙ちゃんの運営事業委託のほか、ハッ場ダム放流イベントに伴う費用として、交通誘導員や仮設トイレのリース料など、地域活性化に関する費用が主なものでございます。また、重点事業の概要、21ページの魅力情報発信事業に盛り込んでございます水仙ちゃんぬいぐるみ制作は、こちらの水仙ちゃんグッズ制作委託料68万4,000円でございます。そのほかレンタサイクル業務委託料を新規計上させていただいております。

負担金、補助及び交付金では、定住促進事業住宅取得奨励補助金1,000万円をはじめ、起業支援補助金や地域活性化事業補助金など、各種補助事業に関する予算計上になります。

次に、地域おこし協力隊事業でございます。1,869万円でございます。協力隊員の人件費、住宅借上料及び車両リース料が主なものとなっておりまして、隊員の活動を支えるための費用となっております。

次のページになりますけれども、こちら重点事業の概要の魅力情報発信事業に盛り込んでございますSNS撮影用カメラの導入につきまして、備品購入費に11万円の計上がしております。

なお、現在2名の隊員を任用しておりますが、令和8年度につきまして、例年同様なんですが、3名の協力隊員の任用を見込んでの予算計上となっておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、52ページの中ほどでございますが、萩生地区活性化事業104万5,000円でございます。萩生ビジタートイレの消耗品や光熱水費など、維持管理経費及び清掃管理委託料が主なものとなっております。

次に、吾妻溪谷活性化対策事業1,398万8,000円でございます。自転車型トロッコ、アガッタンの運行に係る予算でございます。庁舎等修繕費のほか、指定管理料1,200万円、カーゲート保守管理委託料30万8,000円や、ふるさと納税等による優待券取扱い等委託料38万5,000円、備品購入費82万5,000円はテント購入が主なものでございます。

また、こちらのほうにもアガッタンスタッフの人件費等々の費用が今年度は盛り込まれていないということになります。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、18目交流事業推進費でございますが、都市交流推進事業について75万9,000円の計上でございます。高円寺阿波踊りなどの参加経費のほか、交

流自治体との連携に関する事業旅費などが主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、交流人口推進事業10万6,000円でございます。杉並フェスタや南相馬交流自治体フェアなど、交流物産イベント等への参加に伴う販売用物品の調達費や自動車借上料などが主なものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続いて、19目の山村振興対策費でございます。山村振興連盟負担金としまして7万円の計上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 54ページをお願いいたします。

続いて、20目諸費でございます。総額で1,700万6,000円の計上となります。

説明欄、最初の諸費は合計で301万9,000円の計上です。顧問弁護士契約委託料や裁判用弁護士委任委託料の計上のほか、各種負担金などがございます。

続いて、防犯事業は1,380万円の計上です。防犯カメラの電気料593万5,000円のほか、防犯灯のメンテナンス業務委託料252万3,000円などが主なものでございます。

次ページ、1行目、防犯カメラ入替えリース料120万円につきましては、老朽化により不具合が生じているカメラを入れ替えるものでございます。

その下、2行目の工事請負費99万6,000円は、新規で設置する防犯カメラの設置工事費でございます。その他は各種負担金となっております。

次に、自衛隊事業は合計で18万7,000円の計上で、隊員の募集に係る経常的経費と負担金等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） 2項徴税费、1目税務総務費は、2節給料から4節共済費まで正規職員10名と会計年度任用職員1名の人件費7,930万6,000円のお願いでございます。

56ページをお願いいたします。

次に、2目賦課徴収費でございます。税の賦課徴収に要する経費として、本年度比830万4,000円増の6,971万6,000円のお願いでございます。この増額は、令和8年12月から始まりましたシステムの標準化に伴う臨時的経費や、他課で計上しておりました予算の組替えなど、システムの標準化に伴う関係予算等が要因でございます。

それでは、事業別にご説明させていただきますので、説明欄をご覧ください。

賦課徴収費4,111万3,000円は、賦課徴収に要する全般的な経費で、57ページの下段側までがその説明となっております。税務関係各システムに係る13節使用料及び賃借料の合計1,716万7,000円や、22節償還金、利子及び割引料における還付金及び還付加算金750万円などが主な歳出でございます。

次に、住民税軽自動車税の79万9,000円は、住民税軽自動車税の賦課徴収に要する経費でございます。

会計年度任用職員報酬19万5,000円は、申告相談期間中の1か月間に限り、2名の会計年度任用職員の任用を予定しているものです。

58ページをお願いいたします。

次に、資産税2,640万円は、固定資産税の賦課徴収に要する経費でございます。12節委託料における固定資産課税客体調査及びシステム更新業務委託料1,606万円や、固定資産管理システムバージョンアップ及び登記管理システム更新業務委託料711万7,000円などが主な歳出となっております。

最後に、収税140万4,000円は、滞納整理や滞納処分などに要する経常的な経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

では、59ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は8,292万円のお願いでございます。

説明欄をお願いいたします。

最初に、職員人件費ですが、一般職員5名と会計年度任用職員2名分の人件費4,632万2,000円。

続きまして、戸籍ですが、戸籍情報総合システム保守料や戸籍情報総合システムクラウドサービス利用料など、戸籍に関わりますシステム関係が主なもので、1,331万2,000円でございます。

60ページをお願いいたします。

住民基本台帳は、住民基本台帳基本システムソフトウェア利用料や引っ越しワンストップ支援サービス利用料などを含め712万9,000円。続きまして、住基ネット・公的個人認証では、住民基本台帳ネットワークシステムの運用に係る各システムの保守料など821万4,000

円。

61ページをお願いします。

証明書コンビニ交付では、関連するシステム利用料等763万3,000円、人権擁護委員では、関連業務に30万円。

62ページをお願いいたします。

旅券発行事務事業は、消耗品等に1万円、こちら合計いたしまして8,292万円を計上してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、4項1目選挙管理委員会費に151万2,000円の計上です。

こちらは選挙管理委員会委員報酬のほか、委員会運営に係る経常的経費でございます。

次に、2目選挙啓発費16万4,000円につきましては、選挙啓発ポスターコンクール実施に伴う記念品などの諸経費でございます。

続いて、5目群馬県議会議員選挙費に395万4,000円の計上となります。令和9年4月に県議会議員選挙の執行が想定されることから、令和8年度中に準備を始めていく必要があるため、人件費や印刷製本費、郵便料など事前準備に係る費用について予算措置を講ずるものでございます。

続いて、6目東吾妻町議会議員選挙費に372万5,000円の計上です。こちらは4月に予定されております町長選挙の執行に合わせ、議会議員補欠選挙の実施が見込まれることから、主に選挙運動用ビラ、ポスター作成費などの選挙公営に関する経費を計上するものでございます。

続いて、7目東吾妻町長選挙費に1,300万8,000円の計上となります。令和8年4月12日執行予定の町長選挙について、必要経費を計上するものでございます。記載は次ページにまたがりませんが、主なものとしましては、選挙従事者の人件費のほか、システム利用料などの事務的な経費、そのほか選挙公営に係る費用などでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 続きまして、5項統計調査費でございます。

1目統計調査総務費につきましては、経常経費として19万2,000円の計上でございます。

2目統計調査費は98万8,000円でございます。主に、経済センサス活動調査の経費となっております。

なお、前年度比較747万5,000円の減額につきましては、令和7年国勢調査の完了による

減額でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 監査委員費であります63万7,000円、監査委員の報酬2名と費用弁償、研修費また経常経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） お世話になります。

66ページ、7項事業費、1目コンベンションホール管理費は1,791万1,000円でございます。昨年度当初より375万8,000円の増額になっております。コンベンションホールの経常経費と、工事請負費660万円はデジタル時計の老朽化に伴う交換工事を行う予定であります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、2目道の駅管理事業2,144万1,000円の計上でございます。施設修繕料のほか、指定管理料として1,068万7,000円、広報紙掲載による入浴料の無料券の精算金として、優待券取扱等委託料418万円を計上してございます。

また、工事請負費では、施設内のLED照明化工事等を主とした工事費で、総額437万円の予算計上でございます。

続きまして、3目桔梗館管理費1,664万2,000円の計上でございます。修繕料のほか、次のページまたがりまして、指定管理料といたしまして769万2,000円、広報紙掲載の先ほどと同じ優待券取扱等委託料551万4,000円を見込んでおります。工事請負費188万1,000円は、館内のカーペット張り替え工事の未完成部分の施工と、市城地内に設置しております案内看板の改修を予定するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 68ページ、4目健康増進センター管理費は160万6,000円でございます。昨年度当初より7万7,000円の増額となっております。運動器具維持管理修繕で増額となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉事業1億2,610万8,000円でございます。一般職員11名分の人件費のほか、7節の報償費の内訳といたしまして、民生委員児童委員53名分266万5,000円、保護司10名分

25万円など経常的な経費でございます。

12節の委託料が大きく伸びております。重点事業の①に掲げさせていただいております。その事業の一部ですが、新規に重層的支援体制整備事業の実施に当たり、69ページ、説明欄、下から11行目、生活困窮者相談事業318万9,000円、次の生活困窮者支援等地域づくり事業27万円、参加支援事業409万6,000円、アウトリーチ等継続的支援事業409万7,000円の4事業を新たに社会福祉協議会へ委託することを予定しております。

その2行下、電算業務委託料317万2,000円は、昨年度まで企画課で一括計上していたものを今年度から担当課で計上することとなったものでございます。

18節の主なもので、社会福祉協議会補助金2,190万7,000円がございます。県社協から町社協への事業委託補助金の充当や、先ほどの重層的支援体制整備事業の委託料の充当による人件費の減などがあり、前年度比で1,038万円の減額となりました。

70ページ、お願いいたします。

2目障害福祉費5億2,970万7,000円は、障害児・者の自立を支援するための経費でございます。障害児・者総合支援事業5億2,550万8,000円は、障害者総合支援法に基づく各種障害サービスに係る事業費でございます。

12節委託料の主なものは、東吾妻地域活動支援センター業務委託料1,250万円となります。重層的支援体制整備事業の一環として令和8年度からは社会福祉協議会への委託を予定しております。

こちらの費目の中心となりますのが、19節扶助費でございます。

71ページ、説明欄5行目の障害福祉サービス給付費4億6,992万円がその中でも主なものでございます。サービス利用者の伸びに伴いまして、前年度に比べて2,764万5,000円の増額となっております。

障害福祉事業419万9,000円は、障害者総合支援法に基づかない町・県独自の事業となりまして、主なものは特定疾患等患者見舞金288万円でございます。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 3款1項3目国民年金費は、年金資格の取得・喪失等の事務手続に必要な費用や、関連制度に対応するためのシステム改修等で、116万9,000円を計上してございます。よろしく申し上げます。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 72ページをお願いいたします。

4 目老人福祉費 3 億7,790万6,000円でございます。老人福祉事業 3 億3,620万8,000円の主なものは、敬老祝い金667万2,000円、こちら対象者は492人、そのうちの100歳到達者は12人を予定しております。及び吾妻養護老人ホーム等への老人保護措置委託料11人分、2,674万6,000円の計上でございます。

シルバー人材センター運営委託料690万円と、紙おむつ等給付事業委託料700万円は、社会福祉協議会へ委託しております。ほか、吾妻養護老人ホーム負担金として、広域圏のほうへ2,794万1,000円、敬老会事業補助金として106万円、令和 7 年度から開始しております移動販売事業奨励金60万円などを計上してございます。

介護保険特別会計繰出金 2 億5,548万9,000円については、後ほど介護保険特別会計で説明をさせていただきます。

次の地域包括支援センター事業4,169万8,000円につきましては、3 名分の人件費のほか、予防給付ケアマネジメント委託料672万5,000円でございます。

一番下の生活支援介護予防体制整備事業業務委託料786万4,000円については、前年度まで介護保険特別会計のほうで計上していたものでございますが、重層的支援体制整備事業の一環として、一般会計のほうに振り替えて計上をすることになったものです。委託先は社会福祉協議会で変更ございません。

5 目の福祉医療費9,956万1,000円でございます。福祉医療事業の福祉医療費は、子供の数の微減などが影響しまして、昨年度に比べ43万7,000円減の9,613万5,000円としております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 74ページをお願いいたします。

3 款 1 項 6 目国民健康保険費は、職員人件費 4 名分のほか、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金に基盤安定負担金保険税軽減分や保険者支援分、子ども・子育て支援金等 1 億315万2,000円を合わせまして 1 億3,668万5,000円を計上してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 7 目社会福祉施設管理費1,444万4,000円は、指定管理施設の特別養護老人ホームいわびつ荘の管理費でございまして、本年度は照明器具の L E D 化工事費用1,320万円を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、8目後期高齢者医療費は、群馬県後期高齢者広域医療連合への療養給付費負担金2億2,732万8,000円と、後期高齢者医療特別会計への繰出金1,155万1,000円、後期高齢者の医療分や子ども・子育て支援金の保険基盤安定繰出金7,626万7,000円の合計で、3億1,514万6,000円を計上してございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 75ページの2項1目児童措置費1億8,054万4,000円でございます。子育て支援費1億7,054万円の主なものは、児童手当1億6,010万円のほか、出産祝い金、子育て支援金、妊婦のための支援給付金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 引き続き説明欄をお願いします。

子育てひろばでございます。987万2,000円を計上してございます。はらまち保育所に開設しています地域子育て支援センターの運営に係る費用で、専任的に職員を配置し、保健分野と子育て分野の連携を重層的に深めてまいります。

子ども・子育て会議費でございます。13万2,000円を計上しています。子ども・子育て支援事業計画等を進行管理するための受皿といたしまして、子ども・子育て会議を運営してまいります。

76ページをお願いします。

2目保育所費でございます。保育所運営事業は、2つの保育所を管理運営するための費用で、2億1,777万1,000円を見込んでございます。通常保育、土曜保育、一時預かり保育などに交代制勤務で対応しており、担い手となる職員の人件費が費用の全体の多くを占めているところでございます。

飛びまして、78ページをお願いします。

説明欄になります。乳児等通園支援事業は、こども誰でも通園制度に係るもので新規に取り組むものでございます。新年度の重点事業に位置づけています。事業費としましては815万1,000円を見込んでいます。

3目学童保育費でございます。3つの町立放課後児童クラブの管理運営に係る費用と2つの民間事業者による放課後児童クラブの運営支援補助に係る費用で、5,282万6,000円を計上しています。職員人件費のほか、79ページに移りますけれども、賄い材料費、重点支援事業に位置づけております土曜保育確保事業、施設リース料、損害保険賠償保険負担金、民間

事業者への補助金が主なものとなっております。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 80ページをお願いいたします。

災害救助費は、総額で1,110万7,000円の計上となります。主なものとしたしましては、扶助費1,100万円になりますが、こちらは条例の新規制定の際にもご説明させていただきました災害弔慰金支給事務が市町村に移管されることに伴う新規予算計上となります。有事がなければ不要となるものではありませんが、万が一の際の迅速対応のために最低限のラインで予算計上するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 続いて、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1億6,857万6,000円でございます。保健総務費1億5,361万6,000円は、保健センター職員10名分の人件費のほか、次ページ、説明欄中段になります吾妻広域圏救急医療費負担金241万2,000円や、中之条病院健全化負担金1,483万円などがございます。

原町赤十字病院に対する運営費助成金につきましては、昨年度整理をさせていただきました。本年度も特別交付税措置となる総額に対し、東部3町村の負担割合は当町が50%、中之条町41%、高山村9%で合意しており、それぞれ負担額の8割が措置される予定です。措置額の増額の提示がございまして、それに伴い、前年度比186万1,000円増の6,044万3,000円を計上し、その内訳といたしまして、不採算地区公的病院等救急告示病院分が1,984万4,000円、中核病院分が4,059万9,000円でございます。

その下、国民健康保険特別会計施設勘定繰出金1,496万円につきましては、後ほど特別会計のほうで説明をさせていただきます。

2目の予防費4,626万2,000円、定期予防接種事業2,627万2,000円ですが、主なものは、予防接種法に基づく定期予防接種委託料2,444万3,000円でございます。内訳といたしまして、令和7年度に定期接種となった带状疱疹ワクチン684万円、令和8年度から定期接種化になる妊婦対象のRSワクチン159万5,000円ほか、従来の予防接種費用を計上しております。

82ページ、お願いします。

定期外予防接種事業248万5,000円は、各種ワクチン接種の助成金となります。65歳以上の带状疱疹予防接種の定期接種対象者以外の方の接種率が高く推移しており、令和7年度の実績に伴い、不活化ワクチン80人分と生ワクチン10人分の合計193万6,000円を計上してお

ります。

インフルエンザ予防事業1,665万2,000円は、インフルエンザ予防接種委託料と助成金で  
ございます。

狂犬病等予防事業85万3,000円は、狂犬病予防等に係る経費で、主なものは犬猫避妊手術  
等補助金55万円でございます。

3目の母子保健費1,979万1,000円でございます。

次世代育成支援事業56万8,000円は、乳幼児を対象とした木育事業が主な内容でございま  
す。

教育相談事業486万9,000円は、各種教室や講習会等の委託料でございますが、一番下の  
利用者支援事業委託料280万5,000円につきましては、重層的支援体制整備事業の一環で新  
規に社会福祉協議会に委託して実施する子育てに係る相談や情報提供、調整などの支援事業  
でございます。重点事業の②として掲げさせていただいております。

妊婦支援事業970万6,000円の主なものは、妊婦健診委託料350万円と不妊治療費補助金  
360万円でございます。

中ほどの産後ケア委託料125万6,000円は、近年の需要の高まりに応じて27万円ほどの増  
額をしております。

健康診査事業281万1,000円は、乳幼児の定期健診に係る経費でございます。令和8年度  
から新たに5歳児健診の実施を予定しておりまして、発達への個人差が大きくなる時期に適  
応能力や特性を早期に把握し、適切な支援につなげることを目的としているもので、事業費  
44万9,000円が含まれております。こちらも重点事業の④として設定させていただいており  
ます。

84ページの歯科健康診査事業70万8,000円は、乳幼児の定期歯科検診に係る経費でござい  
ます。

母子医療給付事業112万9,000円は、未熟児養育医療と障害児に対する育成医療に係る経  
費でございます。

4目健康増進事業費3,961万3,000円でございます。

健康診査事業1,436万8,000円は、健康管理システムの更新による改修費165万円、75歳以  
上の後期高齢者を対象とした特定健診の委託料899万円、健康管理システムソフト利用料等  
94万4,000円が主なものでございます。

がん検診事業2,316万7,000円は、主に各種がん検診の委託料2,200万円でございます。

がん患者医療用ウィッグ等購入費助成金は、実績に応じた需要増を見込み、倍増の30万円としております。

生活習慣病予防対策事業81万3,000円は、糖尿病予防教室や特定保健指導などの委託料でございます。

自殺対策事業55万4,000円は、自殺対策強化事業に係る経費でございます。

高齢者介護予防事業71万1,000円は、高齢者の保健事業と介護予防とを一体的に実施する後期高齢者医療広域連合の受託事業でございます。

5目健康推進費79万8,000円につきましては、食育の推進などに係る経費と骨髄移植ドナー助成金でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、6目環境衛生費は、印刷製本費に重点事業であります名水カード作成事業が計上されております。そのほか、畜産関連の排水処理状況を把握するための河川水質検査委託料のほか、吾妻広域町村圏火葬場負担金1,891万2,000円、住宅用の太陽光発電システムや蓄電池システム設置に対する補助金200万円など、合計で2,157万2,000円を計上しております。

続いて、7目公害対策事業費は、大気観測装置の電気料や緊急時臭気等指数検査委託料、スズメバチ駆除用防護服などの備品購入等合わせ、77万円を計上しています。

その下、除染対策事業費は、放射性物質汚染対策特別措置法に伴う放射線量測定器の老朽化に伴い、買換えを行うための75万1,000円を計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 87ページ、8目保健センター管理費261万9,000円は、保健センターの光熱水費や保守点検委託料など、管理運営経費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 9目霊園管理費は、あがつま・あづまの共同霊園の維持管理費に要する経費です。工事請負費は、あがつま共同霊園のトイレ改修を含めました1,197万9,000円を計上しております。

続きまして、88ページ、4款2項1目清掃総務費は、環境美化運動のごみ収集委託料や不法投棄物処理委託料、吾妻東部衛生施設組合負担金2億5,224万8,000円、生ごみ処理機等

の設置費補助金20万円、吾妻郡一般廃棄物処理施設整備基金積立金とその利息分を含めた5,040万円など、合計で3億518万1,000円を計上しております。

○議長（高橋 弘君） 上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） 続きまして、3項1目簡易水道費380万円のお願いでございます。町営以外の水道組合等への通信運搬費として5万円、施設整備補助金として350万円、水質検査補助金として25万円です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、5款1項1目労働諸費、労働管理費でございますが、勤労者住宅建設資金の利子補給金として70万円を計上するものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

引き続き、予算書89ページ、6款1項1目農業委員会費、総額で3,594万7,000円の計上となります。

説明欄をご覧ください。

農業委員推進員30人の報酬、職員人件費など、農業委員会運営に係る経常経費でございます。

90ページをお願いします。

備品購入費19万円は、昨年引き続きタブレットPCの購入5台分でございます。

2目農業総務費、総額で8,449万9,000円の計上となります。職員11名、会計年度任用職員1名の人件費となります。

91ページをお願いします。

農政対策事業では、農業振興対策事業補助金30万円の内訳は、農業振興協議会へ15万円、青年農業者協議会へ15万円でございます。

農業担い手受入協議会への活動補助金は20万円でございます。この20万円のうち、10万円は就農希望者等の農業体験事業を見込んだ計上となっております。

3目農業振興費、総額で5,552万2,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

経営所得安定対策事業130万8,000円で、これは主に地域農業再生協議会への経営所得安定対策等推進事業費補助金78万1,000円でございます。

農業次世代人材投資事業は60万円、1名の半年分の就農支援補助金でございます。

92ページをお願いします。

農業振興地域整備促進事業618万5,000円ですが、東吾妻農業振興地域整備計画策定業務委託料600万円は、農振農用地の4年に一度の見直しに係る委託料を計上しております。

農業振興対策事業1,115万1,000円のうち、主な事業として、備品購入費250万円は、お米の食味分析機でございます。農業機械導入事業補助金に400万円、収入保険補助金に108万円、農作業受委託事業補助金に100万円、また重点事業の概要15ページに掲載されている新規就農者育成事業補助金は、認定新規就農者宛ての農機具等の購入や施設整備を対象に創設した補助事業でございます。

93ページをお願いします。

野生動物に係る農作物被害対策事業では、補助金100万円、中山間地域等直接支払事業1,782万5,000円は、主に17集落への交付金1,777万1,000円でございます。

環境保全型農業直接支払事業98万円は、2団体への交付金でございます。

経営発展支援事業は新規就農者向けの国の補助事業で、施設整備を対象に1,500万円の交付を見込んでおります。

94ページをお願いします。

4目農業経営基盤強化対策事業費、存目計上でございます。

5目畜産振興費、総額で250万7,000円の計上でございます。防疫対策で配布する石灰や消毒液の配布で、消耗品210万円が主なものとなっております。

6目農地費1億6,272万5,000円の計上となります。

説明欄をご覧ください。

群馬県中山間地域農業農村整備事業の314万3,000円は、群馬県が行う岡崎広場貯水池の地質調査の事業負担金300万円などでございます。

県単小規模土地改良事業は、主なものでは、測量設計監理委託料は小泉・植栗地区の用水の改修に係る委託料として950万円、工事請負費では重点事業の概要16ページ以降の4事業のほか、箱島地区の用水改修工事1億1,000万円を予定しております。

鳥獣害防止対策補助金は、小泉・須賀尾地区で110万円を計上しております。

95ページをお願いします。

町単小規模土地改良事業2,180万6,000円は、原材料支給事業や農道の維持管理事業といったしまして重機等借上料800万円、工事材料費800万円、町単小規模土地改良事業補助金150

万円などでございます。

多面的支払交付金事業1,636万3,000円は、農地活動・資源向上活動を取り組む11組織への交付金1,517万1,000円などでございます。

7 目地籍調査費3,124万3,000円の計上でございます。

96ページをお願いします。

須賀尾地区と岩下地区の測量設計監理委託料2,615万6,000円が主な支出でございます。一筆地調査は須賀尾地区を予定しております。

6 款 2 項林業費、1 目の林業振興費は、総額で9,376万9,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

農業振興費679万1,000円につきましては、松くい虫倒木災害防止委託料の188万円、クビアカツヤカミキリ対策業務委託料の50万円の事業と、森林整備担い手対策事業補助金150万円が主なものでございます。

有害鳥獣捕獲事業は2,075万5,000円の計上でございます。熊等の対策といたしまして、鳥獣被害対策伐採事業委託料600万円、有害鳥獣捕獲事業補助金1,300万円が主なものでございます。

98ページをお願いします。

緑の県民基金事業は2,565万4,000円の計上でございます。伐採事業委託料2,330万円の内訳は、竹林整備を郷原の古谷原町の在下と上野地区、森林整備を原町の上野、萩生の貫井地区を予定しております。緑の県民基金事業補助金の231万円は、伐採後の管理に係る補助でございます。

森林環境譲与税は4,056万9,000円の計上でございます。内訳として主なものは、森林経営管理事業業務委託料に1,500万円、木材流通促進事業補助金に598万円、民有林造林保育事業補助金に1,500万円、広葉樹林更新補助金に200万円でございます。

2 目林業基盤整備費6,488万3,000円の計上でございます。

広域林道開設事業に1,506万6,000円でございます。主なものは、測量設計監理委託料に1,000万円、吾嬬山線水源地調査負担金500万円でございます。

99ページをお願いします。

国庫林道改良事業に2,581万5,000円でございます。内容といたしまして、保守点検委託料は5年に一度の林道橋梁点検業務委託として430万円、測量設計監理委託料は補修工事施工監理業務委託として450万円、林道平五良線常盤橋補修工事に1,700万円でございます。

県単林道改良事業は、林道北榛名山線舗装工事に1,100万円でございます。

町単林道整備事業1,291万2,000円は、林道の保全管理のため修繕料、除草業務委託料、重機等借上料、工事請負費、林道修繕負担金など、維持修繕経費と林業作業道総合整備事業補助金の345万円などが主なものでございます。

3目町有林管理費385万7,000円の計上でございます。

100ページをお願いします。

主なものは、森林国営保険料250万円、松くい虫防除事業に94万円でございます。

続きまして、3項1目水産業費12万3,000円、吾妻漁業協同組合への補助金でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、7款商工費、1項1目商工総務費でございます。3,283万6,000円の計上でございます。商工観光係職員の人件費及び庁用車管理費などが主なものとなっております。

次に、101ページをお願いいたします。

2目商工振興費の商工業対策事業でございますが、1億1,412万円の計上でございます。小口審査委員会委員の報酬のほか、負担金、補助及び交付金が主なものでございます。商工会補助金につきましては、活動費補助金として1,129万円、また買物弱者対策補助金、街路灯維持活動補助金を計上しております。そのほか、住宅新築改修等補助金1,000万円、企業立地促進条例関連奨励金として7,632万1,000円、中小事業者SDGs推進補助金、700万円となっております。

また、重点事業の概要20ページの賃上げ促進支援金として150万円がこちらに計上してございます。

次に、3目観光費でございますが、総額で6,189万3,000円の計上でございます。

説明欄の観光管理費2,930万4,000円の計上でございます。主な事業といたしまして、102ページになりますが、吾妻峡のシャトルバス運行委託料といたしまして157万8,000円を計上してございます。このほか、観光協会活動費補助金として2,217万円、観光振興事業補助金として、ふるさと花火のほかイベント開催等への補助金としてになりますが、390万円を見込んでおります。

次に、観光宣伝事業554万円でございます。主な事業といたしましては、重点事業の概要21ページにございます魅力情報発信事業の観光宣伝事業業務委託料として250万円の計上で

ございます。SNSによる情報発信や飲食店のウェブサイト「いただき吾妻」等の運営委託になります。そのほか、新聞広告料やパンフレット等の印刷製本費など、観光PRのための費用となっております。

続いて、103ページ、温川キャンプ場管理事業421万4,000円でございますが、管理人の人件費のほか、光熱水費、保守点検などの維持管理に係る費用を計上しているものでございます。

次のページ、104ページになりますが、あづま森林公園キャンプ場管理事業757万9,000円でございますが、こちらも管理人の人件費のほか、光熱水費、保守点検料、また傾斜地の草刈りなどの施設管理委託料86万8,000円などのほか、管理棟トイレの洋式化工事76万5,000円が主なものとなっております。

次に、公園管理事業でございます。370万8,000円でございますが、各地区の公園施設の光熱水費、保守点検、清掃管理委託料などが主なものでございます。

公園施設整備委託料176万8,000円については、公園内の枝打ちや支障木伐採等に係る費用を計上してございます。

次に、都市公園管理事業106万円でございます。原町地区の都市公園、1号、2号、3号街区公園、またコミュニティー広場でございますが、経常的な維持管理費用が主なものとなっております。

続きまして、溪谷自然公園事業661万円でございます。主な事業といたしましては、溪谷自然公園内の施設整備業務の委託料251万9,000円でございます。溪谷内の観光トイレの清掃業務及び遊歩道等点検管理業務に係る委託料でございます。そのほか、溪谷内の施設に係る維持管理費用ということになってございます。

続きまして、日本ロマンチック街道事業5万4,000円につきましては、土地の借上料及び協会の負担金でございます。

続きまして、重点事業の概要22ページ、忍びの町ひがしあがつま推進事業382万4,000円の計上でございます。主な事業といたしましては、岩櫃城や忍者関連のガイドマップ、チラシ等の制作費として印刷製本費が170万円、忍びの町PRにつながるイベント開催等の補助金といたしまして、観光振興事業補助金120万円を計上してございます。また、忍者プロジェクト事業委託料40万円につきましては、昨年、大阪・関西万博用に作成したダンスプログラムがございます。ステージのPRということで、今後も活用するために新たに予算計上したものでございます。町として日本忍者協議会や真田街道推進機構に加盟する中で、吾妻

真田忍者と町のPRを行っていくということでございます。

続きまして、4目消費者行政推進費170万3,000円でございます。こちらにつきましては、吾妻広域町村圏振興整備組合に設置されている消費生活センターの運営に係る町村負担金でございます。

以上になりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明の途中ではありますが、ここで休憩いたします。

再開を午後2時10分といたします。

（午後 2時00分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 2時10分）

---

○議長（高橋 弘君） 引き続き担当課長の説明をお願いします。

建設課長。

○建設課長（永村達之君） 107ページをお願いします。

8款1項1目道路橋りょう総務費1億1,855万4,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

職員13名分と会計年度任用職員2名分の人件費と、12節委託料で道路台帳整備補正業務委託料800万円。

次ページをお願いします。

16節土地購入費40万円は、町道用地の土地購入費です。その他、県道路協会、上信道建設促進期成同盟会などの会費です。

次に、2目道路維持費1億95万5,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

燃料費、修繕料、手数料、保険料につきましては、グレーダー、4トンダンプ、2トンダンプ等の経費です。また、冬季降雪時の対応として、除雪砂まき委託料1,550万円、次ペー

ジにいきまして、自動車等借上料は、各地区の原材料支給や行政区による除雪車両借上げとして950万円です。14節工事請負費は、町内一円地域道路管理などで2,500万円、15節工事材料費は、各地区の原材料支給による舗装資材やU字溝で1,800万円、17節備品購入費は、2トンダンプの購入費で800万円、18節県営事業負担金は、群馬県で実施していただいている榛名西麓事業の町負担分1,671万2,000円です。

次に、3目道路改良費で、合計で4億1,386万6,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

道路改良費4,135万4,000円ですが、12節測量設計監理委託料1,590万円は、主に町道辻・古谷線の用地測量費、14節工事請負費2,300万円は、町道馬場・手子丸線及び町道1029号線改良工事、21節補償金150万円は、電柱移転補償などです。

次に、上信自動車道関連事業3億7,251万2,000円ですが、重点事業になります。14節工事請負費1億1,000万円は、町道1183号線工事請負費です。18節負担金2億円は、町道金井・川戸線などの県営事業負担金、次ページにいきまして、21節補償金6,245万1,000円は、町道1183号線、町道岩井・金井線の補償費になります。

次に、4目道路橋りょう維持費1億3,850万1,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

12節測量設計監理委託料4,800万円は、5－87号橋ふれあい大橋橋りょう補修の詳細設計委託料、3－5号橋上本丸橋の補修工事積算施工監理委託料及び橋りょう定期点検業務委託料です。14節工事請負費9,000万円は、3－5号橋上本丸橋の橋補修工事費です。こちらは重点事業になります。

次に、2項1目都市計画総務費3,614万7,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

都市計画総務費115万7,000円は、職員の手当及び庁用車管理費が主なものでございます。次ページにいきまして、広場管理費1,591万6,000円は、ふくしふれあいロードの管理費と14節工事請負費で2号公園にあずまやを設置するための工事費1,500万円です。交通結節点整備事業1,907万4,000円は、インターチェンジ付近整備計画作成業務委託料になります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） 2目下水道費でございますが、高崎市との協定に基づく榛名湖周辺特定環境保全公共下水道事業負担金として483万円のお願いでございます。よろしく

お願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 建設課長。

○建設課長（永村達之君） 112ページをご覧ください。

3 項 1 目公営住宅管理費4,827万3,000円の計上でございます。

説明欄をお願いします。

町営住宅管理費が主なものでございますが、10節需用費、庁舎等修繕料330万円は、老朽化した町営住宅の修繕費です。12節委託料は、公営住宅の保守点検委託料397万6,000円、地域優良賃貸住宅整備事業の導入可能性調査など1,034万円が主なものになります。13節使用料及び賃借料は、町営住宅の土地の借地料が459万3,000円、14節工事請負費2,255万円は、八幡原団地のエレベーター改修工事費です。こちらは重点事業になります。

次ページにいきまして、2 目定住促進住宅管理費49万4,000円の計上でございます。これは東吾妻町定住促進住宅箱島団地の管理経費が主なものでございます。

次に、3 目住宅管理費1,020万7,000円の計上でございます。

説明欄をご覧ください。

住宅建築物安全ストック形成事業が1,006万9,000円で、耐震改修業務関連委託料が367万4,000円、木造住宅耐震改修補助 1 件分100万円、空き家除却費補助が10件分で500万円です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 次の空き家対策事業の13万8,000円につきましては、空き家等対策協議会の運営などに係る経費になっております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、114ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目消防費に総額で4 億443万3,000円の計上でございます。消防団員報酬及び出動手当のほか、消防団詰所や消防車両の維持管理費用などに要する経費が主なものでございます。

なお、令和8年度においては、消防ポンプ操法大会が実施される年度となりますので、これに伴う町村負担金や出場分団補助金などを含む予算計上となっております。

次ページの3 行目、工事請負費1,700万円につきましては、防火水槽 2 基分の工事を見込むものでございます。6 行目の一部事務組合負担金 3 億3,400万3,000円につきましては、吾妻広域消防本部に対する消防費負担金となります。

続いて、2 目水防費については、消耗品費 1 万円の計上となります。

次の 3 目防災費は1,962万3,000円の計上でございます。主なものとしては、災害時等の職員人件費のほか、次ページになりますが、中ほどの防災行政無線施設の保守点検委託料371万2,000円などでございます。また、防災業務委託料1,068万円のうち、地域防災計画の改定費用として900万円を見込んでおります。近年の災害の激甚化や高齢化社会の進行を踏まえて、実効性の高い防災体制を構築するため、現状に即した内容への改定を行うものです。こちら、令和 8 年度の重点事業としております。備品購入費173万円については、災害時の避難所設営物品などの購入を見込むものでございます。

以上、よろしくお願いいたします

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款 1 項 1 目教育委員会費でございます。教育委員会の運営に係る費用で、教育委員の報酬など合計で196万9,000円を見込んでいます。

117ページに移ります。

2 目事務局費でございます。総額で 1 億6,138万円を計上しています。

説明欄をご覧ください。

職員人件費や経常経費のほか、118ページに移りますけれども、引き続き説明欄をお願いします。小・中学校に入学する児童生徒分の入学祝い金856万円、G I G Aスクール構想 1 人 1 台端末などの運用保守を行う I C T機器運用保守委託料233万7,000円、教育現場の I C T化に対応するために支援員が小・中学校を定期的に巡回を行います I C T支援員業務委託料249万5,000円、119ページですけれども、高校生等通学定期代補助金120万円、学校施設整備基金積立金2,290万円が主なものとなっております。

引き続き説明欄になりますけれども、東吾妻町育英事業は、通信運搬費などで6万円を見込んでおります。外国語教育コーディネーター事業785万9,000円は、職員人件費のほか、こども園を訪問しての活動、英語を活用したイベントの開催などを行うための費用でございます。

120ページをお願いします。引き続き説明欄になります。

中学生海外交流事業は497万8,000円を計上しています。令和 8 年度は台湾基隆市の中学校に訪問しての交流をするための費用を見込んでいます。12人の生徒の参加を計画しております。

学校運営協議会事業でございます。134万5,000円でございます。6 つの学校運営協議会

を運営するための費用になります。

健康管理対策事業は627万1,000円を見込んでいます。学校医、歯科医等への報酬のほか、児童・生徒、教職員の健康管理のために学校安全衛生法に基づき実施する健康診断などの費用、日本スポーツ振興センターの給付金、見舞金を計上しています。

121ページをお願いします。

3目教育研究会費でございます。教育研究会は、教育技術の向上を図るための研究や各分野での専門的な知識、指導技術等を習得し、教育現場で的確に生かすために、こども園、小学校、中学校の教職員が研修等を行うものでございます。講演会の講師謝金、研究紀要の印刷費など48万9,000円を計上してございます。

4目通学バス運営管理費でございます。中学校7路線、小学校9路線の通学に係るスクールバス運行委託料1億5,400万円、校外活動等に係るバス車両借上料1,146万3,000円、坂上地区小・中学生通学定期代負担金120万円など、合計で1億6,964万7,000円を見込んでございます。

5目給食センター運営管理費です。職員人件費や給食センター管理運営に必要な経常経費のほか、122ページのほうに移ります。賄い材料費6,982万6,000円、123ページをお願いします。中段よりか下の説明欄になりますけれども、給食運搬車両運転業務委託料1,262万1,000円、給食調理等業務委託料7,558万7,000円など、合計で2億1,113万8,000円を計上しています。管内のこども園、小学校、中学校のほか、給食業務委託契約を締結している群馬県立吾妻特別支援学校高等部に給食を提供いたします。

124ページをお願いします。

6目外国青年招致事業費でございます。外国語指導助手4名体制を確保するための人件費と経常的な経費で2,079万円を見込んでございます。1名の外国語指導助手の入れ替わりを想定しているところでございます。

2項小学校費、1目小学校学校管理費は、各小学校の維持管理や学校運営に必要な費用でございます。

説明欄をお願いいたします。

初めに、学校管理費の事務局費分でございます。マイタウンティーチャー、学校支援員、学校講師の人件費のほか、125ページに移りますけれども、5校分の光熱水費、施設設備の修繕料、施設等の保守点検委託料、126ページに移ります。坂上小学校体育館新築工事監理業務委託料、印刷機リース料、校務用パソコンリース料、新年度の重点事項に位置づけてい

る通信ネットワーク更新リース料、原町小学校と太田小学校の照明LED化工事、坂上小学校体育館新築工事費、さらに太田小学校等の児童用の机、椅子の購入費など、合計で5億2,756万1,000円を見込んでございます。

127ページの東小学校分は305万1,000円、128ページをお願いします。太田小学校分は268万8,000円、129ページになります。原町小学校分は394万2,000円、岩島小学校分は240万1,000円、130ページに移ります。坂上小学校分は256万6,000円をそれぞれ維持管理運営に必要な費用として計上しているところでございます。

131ページ、お願いします。

2目小学校教育振興費は、各小学校の教材教具、学校図書を含む備品のほか、就学援助関係に必要な費用でございます。教科学習ソフト使用料、校務支援システム利用料などを含めた事務局費分と小学校5校分の合計で1,821万4,000円を見込んでいます。

133ページをお願いします。

3項1目中学校学校管理費は、中学校の維持管理や学校運営に必要な費用でございます。

説明欄をお願いいたします。

学校管理の事務局費分ですけれども、マイタウンティーチャー、学校支援員、部活動指導員、学校講師の人件費のほか、光熱水費、施設設備の修繕料、設備の保守点検委託料、134ページに移ります。校務用パソコンリース料、通信ネットワーク更改リース料、プログラムタイマー更新設置、生徒用の机、椅子の購入費など、合計で5,415万5,000円を見込んでいます。

135ページです。

東吾妻中学校分の学校管理費は533万9,000円を計上しているところでございます。

136ページをお願いします。

2目中学校教育振興費は、教材や教具、学校図書を含む備品のほか、就学援助に必要な費用でございます。教科学習ソフト使用料、校務支援システム利用料、楽器購入費などを含めた事務局費分と、中学校分の合計で1,141万3,000円を見込んでいます。

4項こども園費、1目こども園管理費は、こども園の維持管理や運営に必要な費用でございます。

説明欄をお願いします。

こども園の管理費の事務局費分につきましては、5園の職員人件費のほか、137ページ以降になりますけれども、光熱水費、施設設備の修繕料、賄い材料費、設備等の保守点検委託

料などの合計で3億1,497万3,000円を見込んでおるところでございます。

138ページ、あづまこども園分は132万8,000円、139ページをお願いします。おおたこども園分は90万9,000円、140ページに移ります。はらまちこども園分は196万2,000円、141ページでございます。いwashimこども園分は142万7,000円、さかうえこども園分は149万7,000円をそれぞれ維持管理運営に必要な費用として計上しておるところでございます。

142ページをお願いします

2目こども園教育振興費は、各こども園の教材教具、備品に係る費用でございます。5園の合計で170万円を見込んでおるところでございます。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 5項社会教育費、1目社会教育総務費では1億6,877万3,000円のお願いでございます。前年度に比べて926万2,000円の増額になっております。

説明欄をご覧ください。

社会教育総務費は、社会教育委員8名の報酬をはじめ、社会教育を進めるための諸経費、広域町村圏等への各種負担金と文化協会等関係団体への補助金など経常経費でございます。

145ページ、説明欄、二十歳の集い事業64万2,000円は、毎年1月に開催しております二十歳の集いに係る経費でございます。

続きまして、2目公民館費では2,280万3,000円のお願いでございます。昨年より112万9,000円ほど少なくなっております。

説明欄をご覧ください。

中央公民館運営費1,124万6,000円につきましては、中央公民館の運営費及び施設の維持管理費など経常経費でございます。

147ページ、説明欄から高齢者教室、土曜教室、教養講座、公民館読書推進事業は、中央公民館が中心となって行っております事業に係る経費でございます。

148ページから151ページにかけまして、各公民館の維持管理運営費及び事業費が記載されております。よろしくお願いいたします。

続きまして、151ページ下段、3目文化財保護費では625万円のおお願いでございます。説明欄の文化財保護費250万1,000円は、文化財調査委員8名の報酬をはじめ、文化財保護に係る町指定文化財保存管理伝統芸能保存団体に対する補助金等経常経費でございます。

152ページ下段、岩櫃城跡保存整備事業273万4,000円は、岩櫃城跡保存整備計画の費用でございます。保存活用計画図面作成と編集委託費としまして150万円を計上しております。

これは重点事業2に該当する事業であります。

153ページ、国・県・町指定文化財保護事業95万円は、国及び県指定の文化財保護に要する経費でございます。槻の木維持管理委託及び枯れ枝剪定委託を予定しております。吾妻峡保存管理事業1万円は、名勝吾妻峡保存管理に要する経費です。

カモシカ保護事業5万5,000円は、天然記念物のカモシカの保護並びに埋葬に要する経費でございます。

続きまして、4目青少年対策費では45万2,000円をお願いでございます。青少年対策費20万7,000円は、青少年育成推進委員の活動費をはじめ、青少年対策に要する経費でございます。杉並・東吾妻子ども交流事業24万5,000円につきましては、当町と杉並区の児童それぞれ16名の交流に要する費用でございます。8年度は、8月に杉並で2泊3日の日程で開催する予定でございます。

154ページ、5目発掘調査費は241万4,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

発掘調査費137万4,000円は、発掘調査に要する費用と、鉄製品保存処理委託料100万円は下郷古墳群出土の辻金具、鉸具を処理する費用でございます。試掘調査104万円は、開発等に試掘が必要となった場合の重機借上料などでございます。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費は2,593万9,000円をお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

保健体育総務費1,348万8,000円は、スポーツ推進審議委員など7名の報酬及びスポーツ団体及びスポーツ大会の補助金など、保健体育の経常経費でございます。重点事業③がここに該当いたします。

155ページ、スポーツ推進委員事業関係では147万5,000円になります。スポーツ推進委員の報酬及び事業に関する費用でございます。

156ページ、スポーツフェスティバル事業に63万7,000円でございますが、毎年行っているスポーツフェスティバル事業に関わる費用でございます。郡民スポーツ大会事業に195万6,000円でございます。国民スポーツ大会事業に838万3,000円、主に令和11年に行われるカヌー競技周知啓発費及び地域おこし協力隊1名分の費用でございます。重点事業①がここに該当いたします。

2目学校開放事業費については、104万円をお願いでございます。学校の体育館及び校庭

を一般町民に開放するための電気料などの経費でございます。

3目施設管理費については1,187万5,000円のお願いでございます。重点事業④がここに該当いたします。

説明欄をご覧ください。

社会体育施設管理事業344万3,000円、158ページ、町民体育館管理費に475万8,000円、奥田社会体育館管理に85万3,000円、東武道館管理に7万5,000円、スポーツ広場管理に114万9,000円、159ページ、東総合グラウンド管理に131万5,000円、弓道場管理に6万8,000円、唐堀スポーツ広場に14万4,000円でございます。各施設の光熱水費及び管理委託料などの経費でございます。

160ページ、公園等管理事業の7万円につきましては、東橋スポーツ広場の遊具の保守点検の委託料でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 引き続き11款災害復旧費、1項1目農業用施設災害復旧費16万円の計上でございます。農業用施設の災害が発生した場合、初期対応するための委託料15万円及び工事費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 建設課長。

○建設課長（永村達之君） 続いて、2項1目河川復旧費7万円は、科目設定として計上しております。

161ページにいきまして、2目道路復旧費735万円は、町道応急対応として、14節工事請負費500万円が主なものでございます。

次に、3目橋りょう復旧費1万円は科目設定として計上しております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 次に、12款1項公債費でございます。1目元金と、次のページに移りますが、2目利子を合わせまして11億4,490万5,000円の計上でございます。前年度と比較して3,673万7,000円の減額となっております。

次に、13款諸支出金、1項公営企業費でございます。公営企業会計への財政措置としまして、簡易水道事業と下水道事業への繰出し補助金を合わせて2億3,200万円、貸付金1億1,300万円、出資金6,500万円、合計で4億1,000万円を見込んでおります。

次に、14款予備費につきましては、前年度と同額の1,000万円の計上でございます。

次の163ページから173ページまでが給与費明細書でございます。

また、174ページは、地方債の現在高見込みに関する調書を記載しております。

以上で、令和8年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 各担当課長の説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を予算決算特別委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

予算決算特別委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第19、議案第2号 令和8年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和8年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

事業勘定の当初予算案は、前年度と比較しますと率にして約6%増、金額にして9,381万円増の歳入歳出それぞれ15億4,602万9,000円を計上しております。

次に、施設勘定の当初予算案は、前年度と比較しますと率にして約14%増、金額にして1,043万8,000円増の歳入歳出それぞれ7,438万円を計上しております。

そのほかに、一時借入金の最高額、歳出予算の流用方法を規定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

では、1 ページからお願いいたします。

令和8年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算案についてご説明させていただきます。

第1条は、事業勘定及び施設勘定の予算総額のほか、款と項と区分ごとの金額を定めてございます。

2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円としております。

3条では、歳出予算の流用について、保険給付費の同一款内における流用を規定してございます。

それでは、6 ページをご覧ください。

歳入でございます。

1 款国民健康保険税は、一般被保険者の療養給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分の現年課税分と各滞納繰越分を合わせまして、前年度比で約0.6%減、額にしまして163万8,000円減の2億6,602万4,000円を見込んでおります。

なお、令和8年度税率改正させていただいた後の税率等での計上となっております。

2 款使用料及び手数料は、保険税督促手数料で1,000円を見込んでございます。

3 款国庫支出金は、災害等臨時特例補助金で1,000円を見込んでございます。

7 ページ、お願いいたします。

4 款療養給付費交付金は、過年度分として1,000円を見込んでございます。

5 款県支出金は、1 項 1 目保険給付費等交付金、保険給付費の費用等を基に算定されます普通交付金、医療費適正化の取組分などに対します保険者努力支援分、結核、精神等の保険料軽減分の特別調整交付金分、地域の特殊事情に応じて調整され交付されます都道府県繰入金2号分、特定健診や保健指導について支払われる特定健診等負担金を合計いたしまして11億6,560万円。2 項 1 目財政安定化基金交付金を合わせ、前年度比7.4%増、額にしまして8,108万6,000円増の11億6,560万1,000円を見込んでございます。

6 款財産収入は、国民健康保険基金の積立金利子の10万円を見込んでいるところでございます。

8 ページをお願いいたします。

7 款繰入金は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分、事務費繰入金、財政安定支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料負担金繰入金、福祉医療波及分繰入金を合わせまして1億315万2,000円。2 項国民健康保険基金からの繰入金1,000円を合わせまして、前年度比13.1%増、額にしまして1,359万5,000円増の1億315万3,000円を見込んでおります。

8 款繰越金は、7 年度からの繰越金として10万円を見込んでいるところでございます。

9 ページをお願いいたします。

9 款諸収入は、1 項延滞金及び過料100万円のほか、2 項雑入では一般被保険者第三者納付金など30万1,000円を見込んでおります。

10 款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会から保険給付費等交付金の普通交付金余剰金の精算金であります。前年度比7.9%、額にしまして71万7,000円増の974万7,000円を見込んでおります。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出をお願いいたします。

10 ページになります。

1 款総務費は、1 項総務管理費、国民健康保険事業を維持管理するため、費用1,112万4,000円、連合会負担金63万8,000円を合わせまして1,176万2,000円、2 項徴収費は、保険税の賦課徴収費4万2,000円、3 項運営協議会費は、委員報酬等20万5,000円で、前年度比67.5%増、額にしまして485万2,000円増で1,200万9,000円を計上しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費は、一般被保険者療養給付費や療養費及び審査手数料を合わせ9億9,612万6,000円、12 ページにわたり、2 項高額療養費は、一般被保険者高額療養費、一般被保険者高額介護合算療養費及び外来世帯年間合算高額療養費を合わせまして1億2,554万円、3 項移送費に1,000円、4 項出産育児諸費に6 人分の出産育児一時金、支払事務手数料合わせまして300万2,000円、5 項葬祭費は、33 人分葬祭費165万円を計上しております。全体では前年度比で7.5%増、額にしまして8,559万6,000円増の11億2,631万9,000円を計上してございます。

3 款国民健康保険事業費納付金は、1 項医療給付費分2億4,562万5,000円、14 ページをお願いいたします。2 項後期高齢者支援金分8,790万円、3 項介護納付金分2,219万2,000円、8 年度から始まります4 項子ども・子育て納付金分853万3,000円を合わせ、前年度比0.2%減、

額にしまして80万2,000円減の3億6,425万円を計上しております。

15ページ、お願いいたします。

4款保健事業費、1項特定健康診査等事業費は、適正受診や服薬適正化、糖尿病などの生活習慣病の重症化予防につなげるための費用1,033万6,000円、2項保健事業費は、保健指導事業委託料など保健衛生普及費734万4,000円、疾病予防費の人間ドック委託料170人分の340万円を合わせ、前年度比15.3%増、額にしまして280万2,000円増の2,108万円を計上してございます。

16ページをお願いいたします。

5款基金積立金は、国民健康保険基金の積立金として10万円を計上しております。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、一般被保険者への保険税還付金、実績で精算し県に償還する償還金を合わせまして1,124万8,000円、2項繰出金は、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金602万3,000円を合わせ、前年度比で7.5%増、額にしまして131万2,000円増の1,727万1,000円を計上しております。

17ページをお願いいたします。

7款予備費は、緊急な支出に備えまして、前年度と同額の500万円を計上してございます。以上となります。

続きまして、施設勘定の説明をさせていただきます。

19ページからとなります。よろしくお願いいたします。

歳入ですが、1款診療収入は、1項外来収入4,137万7,000円、2項その他診療収入110万7,000円を合わせ、前年度比23.2%増、額にしまして801万3,000円増の4,248万4,000円を見込んでおります。

2款使用料及び手数料は、往診に使用します車の使用料1万8,000円と診断書等の作成料18万円を合わせまして、前年度比3.1%増、額にして6,000円増の19万8,000円を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

3款県支出金は、特別調整交付金に係る県補助金として、前年度比で1.6%増、額にして9万5,000円増の602万3,000円を見込んでおります。

4款繰入金は、1項他会計繰入金で1,496万円、2項事業勘定繰入金602万3,000円、合わせまして前年度比41.1%増、額にして611万7,000円増の2,098万3,000円を見込んでおります。

5 款繰越金は、令和 7 年度からの繰越金として、前年度比50%減、額にして400万円減の400万円を見込んでおります。

6 款諸収入、1 項受託事業収入は、国保分と国保以外の分、特定健康診査等受託料64万3,000円、2 項雑入は、衛生材料等の売却収入などによる 4 万9,000円を合わせまして、前年度比42.6%増、額にして20万7,000円増の69万2,000円を見込んでおります。

続きまして、歳出となります。

22ページ、お願いいたします。

1 款総務費、1 項施設管理費は、一般職員 3 名と会計年度任用職員分の職員人件費4,388万3,000円、施設の修繕料や保守点検委託料などの経常的な経費490万3,000円、医師の研修のための研究研修費30万1,000円を合わせまして、前年度比24.8%増、額にして978万4,000円増の4,908万7,000円を計上しております。

続いて、2 款医業費、1 項医業費、1 目医業管理費は、経常的な経費や診療所医師が不在時の代替りの業務負担金など123万6,000円、24ページをお願いします。2 目医療用機械器具は、医療用酸素機器のリース料や内視鏡及び心電計検査データ管理システムの保守委託料など327万7,000円、3 目医療用消耗機材費は、包帯などの消耗費132万円、4 目医薬品衛生材料費は、薬やワクチンなどの購入費で1,800万円、5 目検査費は、血液検査等の委託料などの146万円を合わせ、前年度比で2.6%増、額にして65万4,000円増の2,529万3,000円を計上してございます。

25ページからは給与費明細書、掲載してございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件についてはその審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

◎延会について

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本日の会議は、これをもって延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、次の本会議は3月4日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

---

◎延会の宣告

○議長（高橋 弘君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 3時00分）

令和 8 年 3 月 4 日（水曜日）

（第 2 号）

## 令和8年東吾妻町議会第1回定例会

### 議 事 日 程（第2号）

令和8年3月4日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第 3号 令和8年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 2 議案第 4号 令和8年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第 3 議案第 5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6号 令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第 5 議案第 7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第 6 議案第 8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第 7 議案第 9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）
- 第 8 議案第10号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第 9 議案第11号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第12号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第13号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第14号 令和7年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 陳情書の処理について

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（10名）

|     |             |     |           |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 1番  | 高 橋 弘 君     | 2番  | 齋 藤 貴 史 君 |
| 3番  | 増 子 京 子 君   | 4番  | 渡 一 美 君   |
| 5番  | 井 上 日 出 来 君 | 7番  | 里 見 武 男 君 |
| 8番  | 小 林 光 一 君   | 9番  | 重 野 能 之 君 |
| 10番 | 竹 渕 博 行 君   | 11番 | 佐 藤 聡 一 君 |

### 欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |           |                  |           |
|------------------------|-----------|------------------|-----------|
| 町 長                    | 中 澤 恒 喜 君 | 副 町 長            | 石 村 文 明 君 |
| 教 育 長                  | 茂 木 一 弘 君 | 総 務 課 長          | 酒 井 文 彰 君 |
| 企 画 課 長                | 玉 橋 晃 君   | まちづくり<br>推 進 課 長 | 寺 嶋 徳 郎 君 |
| 保健福祉課長                 | 小 池 さつき 君 | 町 民 課 長          | 谷 直 樹 君   |
| 税 務 課 長                | 藤 岡 剛 君   | 農 林 課 長          | 白 石 彰 久 君 |
| 建 設 課 長                | 永 村 達 之 君 | 上下水道課長           | 角 田 良 信 君 |
| 会 計 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 代 田 聡 君   | 学校教育課長           | 水 出 悟 君   |
| 社会教育課長                 | 伊 澤 文 邦 君 |                  |           |

職務のため出席した者

|                                 |         |             |       |
|---------------------------------|---------|-------------|-------|
| 議会事務局長                          | 西 山 孝 弘 | 議 会 事 務 局 長 | 小 林 稔 |
| 議 会 事 務 局<br>会 計 年 度<br>任 用 職 員 | 田 中 すずの | 議 次         |       |

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆様、おはようございます。連日、お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

---

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎議案第３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第１、議案第３号 令和８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計  
予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

議案第３号 令和８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の説明  
を申し上げます。

当初予算案につきましては、前年度と比較いたしまして、率にして約１７％増、金額にして  
５,４３０万６,０００円増の歳入歳出それぞれ３億２,０８６万９,０００円を計上しております。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決ください  
ますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） おはようございます。では、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

こちら、第1条におきまして、歳入歳出の予算総額のほか、款と項の区別ごとの金額を定めてございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

こちらから歳入となります。

1款1項後期高齢者医療保険料は、1目特別徴収1億6,082万5,000円と2目の普通徴収6,902万5,000円を合わせて、前年度比18.2%増、額にしまして4,197万7,000円増の2億2,985万円を見込んでございます。

続きまして、2款1項一般会計繰入金は、事務費繰入金など1,155万1,000円と保険基盤安定繰入金7,626万6,000円を合わせまして、前年度比で12.9%増、額にしまして1,132万9,000円増の8,781万7,000円を見込んでございます。

続いて、3款1項1目雑入は、後期高齢者医療広域連合から人間ドック助成金や返還金などで255万円、2項償還金及び還付加算金は保険料の還付金として65万円。5ページをお願いいたします。3項延滞金、加算金及び過料は1,000円を見込み、合わせまして前年度比31.2%増、額にして100万円増の320万1,000円を見込んでおります。

続いて、4款1項繰越金は、7年度の繰越金として前年度と同額の1,000円を見込んでございます。

歳出になります。

6ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務を管理するための一般管理費225万1,000円、2目徴収費は、保険料徴収のための関連費用116万2,000円を合わせまして、前年度比で33.2%増、額にして113万6,000円増の341万3,000円を計上してございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合共通経費事務費負担金、保険料負担金、滞納繰越分保険料負担金、保険基盤安定負担金を合わせまして、前年度比で16.5%増、額にしまして5,217万円増の3億1,525万6,000円を計上しております。

7ページをお願いいたします。

3款1項1目人間ドック助成事業費は、検診費助成分委託料として100人分の委託料になります。前年度比50%増、額にして100万円増の200万円を計上しております。

4款1項1目予備費は、緊急な支出に備え、前年度と同額の20万円を計上してございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第2、議案第4号 令和8年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 令和8年度東吾妻町介護保険特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,402万7,000円で、前年度と比較いたしまして、1,702万9,000円の増額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） お世話になります。

それでは、詳細説明のほうに入らせていただきます。

予算書の5ページをご覧ください。

歳入の1款1項1目、65歳以上の第1号被保険者保険料につきましては、前年度比では15万6,000円の微減となっておりますが、総額3億6,177万1,000円を計上いたしました。1節年金天引きの特別徴収保険料がほとんどを占めております。

2款1項1目介護給付費負担金3億2,867万6,000円につきましては、歳出で言うところの2款の保険給付費総額18億248万円に対する法定の負担分でございます。施設サービス分が15%、在宅サービス分が20%となっております。

2項1目の調整交付金1億2,660万5,000円につきましては、保険給付費の7%を見込んでおります。2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）764万2,000円及び3目の同交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）518万2,000円は、歳出の4款地域支援事業費に対する法定負担分でございますが、生活支援体制整備事業費の一般会計への振替により前年比で減額となっております。4目介護保険事業費補助金115万5,000円につきましては、介護保険システム改修費用に対するもので、補助率は2分の1でございます。

6ページをお願いいたします。

5目の保険者機能強化推進交付金177万7,000円、6目の介護保険保険者努力支援交付金358万3,000円は、保険者の取組評価分となります。

3款1項の支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付金の27%の計上となり、1目介護給付費交付金、2目地域支援事業交付金の負担分を計上しております。

4款1項県負担金、1目の介護給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に県の法定負担分を計上しております。

2項の県補助金、1目、2目の地域支援事業交付金につきましても、法定負担分を計上しております。

7ページ、5款1項財産運用収入、1目の利子及び配当金につきましては、介護給付準備基金の利子でございます。

6款1項の一般会計繰入金、1目の介護給付費繰入金2億2,493万5,000円につきましては、保険給付費に対する町の法定負担分12.5%を計上してございます。

2目、3目の地域支援事業繰入金につきましても、それぞれの事業費に対する町の法定負担分でございます。

4 目の低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減に対する補填の町負担分となります。こちらは、国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1となっております。

5 目の事務費繰入金1,092万1,000円につきましては、保険給付費以外の事務費相当分でございます。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金は、介護保険料基準額を据え置くための調整額として、1,000万円の繰入を見込んでおります。

8 ページをお願いします。

7 款の諸収入につきましては、存目計上となります。

8 款繰越金は、前年度繰越金でございます。

9 ページからの歳出をお願いいたします。

1 款総務費、1 項1 目の一般管理費1,014万3,000円は、前年度比で大きく増額となっておりますが、3年に1度見直しがなされる高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定業務委託料450万円及び介護情報基盤連携業務に伴うシステム改修業務委託料275万円の新たな計上によるものでございます。この計画策定業務は重点事業の③とさせていただいております。

2 項の介護認定審査会費、1 目認定調査費727万6,000円は、1,020件分の主治医意見書作成手数料と、660件分の認定調査委託料でございます。

10ページ、2 目の認定審査会委託負担金360万2,000円は、吾妻広域の認定審査会に対する負担金でございます。

3 項の趣旨普及費12万1,000円は、介護保険関連の啓発資料等の印刷製本費でございます。

4 項の徴収費3万6,000円は、介護保険料の賦課徴収に係る経費でございます。

続きまして、2 款の保険給付費の総額は、前年度より2,231万円増額の18億248万円を見込んでおります。

1 項の介護サービス等諸費では、要介護認定を受けた方が利用したサービスに対する給付費で、歳出の中心となっております。以下、サービス区分ごとに目となっており、それぞれ令和7年度の実績額から算定した見込額となっております。

1 目の居宅介護サービス給付費は、在宅で受けるサービスで、訪問介護やリハ、デイサービス、ショートステイなどでございます。2 目の地域密着型介護サービス給付費は、小規模特養や認知症多様型グループホームなどで、利用者は町民に限定されるサービスとなります。

3 目の施設介護サービス給付費は、特養、老健施設、介護医療院などの利用を見込んでお

ります。4目の居宅介護福祉用具購入費は、腰かけ便座や入浴補助用具などの購入費で、年間の上限額は10万円となっております。

5目の住宅改修費は、段差解消や手すりの設置などに対し、上限を20万円としております。

6目の居宅介護サービス計画給付費は、ケアマネによるケアプラン作成料で、月平均400件を見込んでおります。

2項の介護予防サービス等諸費は、要支援の方が利用するサービスに対する給付費で、目別の内容は1項の介護サービス等諸費と同様となり、利用対象者が異なるだけですので説明は割愛させていただきます。

続きまして、12ページ、3項その他諸費は、審査支払手数料でございます。

13ページ、4項の高額介護サービス等費は、自己負担額が高額になったときの負担軽減費用でございます。

5項の高額医療合算介護サービス等費は、年間の医療と介護の自己負担の合算額が高額になったときの負担軽減費用でございます。

14ページをお願いします。

6項の特定入所者介護サービス費は、低所得者対策として施設利用時の食費や居住費の自己負担分が低く設定されておりまして、その差額分を事業者へ給付するものでございます。

3款1項の基金積立金は、介護給付費準備基金への利息分の積立金でございます。

4款の地域支援事業費は、地域包括支援センターが中心となり実施をしている健康的な生活を持続するための介護予防事業に係る費用でございます。

1項1目の介護予防・生活支援サービス事業費は、主に要支援の方の介護予防、訪問介護、通所介護費負担金です。2目は、地域包括支援センターが行っている要支援者に適切なサービスが提供されるための介護予防ケアマネジメントに要する事業費でございます。

2項の一般介護予防事業費につきましては、介護や支援を必要としない元気高齢者を対象とした各種事業費でございます。介護予防教室やパドル体操などを行っております。

16ページ、3項の包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業は、介護認定調査をお願いする調査員の賃金が主なものでございます。

2目の任意事業は、成年後見制度利用を含む認知症支援等に係る各種事業費でございます。

3目社会保障充実分では、生活支援体制整備事業費の一般会計への振替により788万円の減額となっております。

18ページ、4項のその他諸費につきましては、介護報酬の審査支払手数料でございます。

5 款 1 項の償還金及び還付加算金につきましては、所得更正等に伴う還付金などがございます。

2 項の繰出金につきましては、地域包括支援センターの運営経費に対する一般会計への繰出金817万9,000円でございます。こちらにも重層的支援体制整備事業に係る振替に伴い、522万円余の減額となりました。

6 款 1 項 1 目は、予備費1,000万円となります。

説明のほうは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を文教厚生常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

文教厚生常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第3、議案第5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ34万9,000円で、前年度当初予算と比較して1,437万6,000円の減額となります。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

それでは、令和8年度地域開発事業特別会計当初予算について、ご説明申し上げます。

初めに、3ページの総括表をお開き下さい。

令和8年度の予算総額について、歳入歳出それぞれ34万9,000円とするものでございます。前年度当初予算額と比較しますと、1,437万6,000円の減額となっております。この減額の理由ですが、岩久保住宅団地宅地耐震化事業に係る実施設計を令和7年度予算に計上し進めてまいりましたが、年度内の完了が難しく、実施設計業務を令和8年度へ繰越事業として実施することになったことが主な要因でございます。後ほど補足説明をさせていただきます。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

初めに、1款1項1目不動産売払収入につきましては、1,000円の存目計上となります。

次に、2項1目利子及び配当金1,000円につきましては、地域開発基金利子収入でございます。

続いて、2款1項1目一般会計繰入金につきましては、宅地造成事業一般会計繰入金34万6,000円でございます。

次に、3款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として1,000円を計上しております。ページ下段の総務費県補助金につきましては、宅地耐震化事業に対する補助金受入枠となりますが、実施設計が未完了のため令和8年度中は対策工事に着手することが難しく、新たな補助金交付申請を行わない方向であることから、8年度におきましては廃目とするものでございます。

続きまして、5ページの歳出でございます。

1款1項1目宅地造成事業費（施設管理事業費）に、34万9,000円の計上となります。説明欄委員報酬3名分につきましては、群馬県宅地耐震化技術検討委員会委員3名分の報酬9万9,000円と費用弁償15万円を計上しております。そのほか、住宅団地の除草作業委託料として9万9,000円、地域開発基金利子積立金として1,000円を見込むものでございます。

最後に、岩久保住宅団地宅地耐震化事業の現時点での進捗状況についてご説明申し上げます。

す。

本年度におきましては滑動崩落対策工事に向けた実施設計を進めてまいりましたが、進捗の過程におきまして開催いたしました群馬県宅地耐震化技術検討委員会におきまして、大規模地震が発生した際、盛土部分ではなくその下の地山部分に液状化の可能性があるのではないかと技術的な指摘がありました。このため、設計内容について再整理が必要となり、現在実施設計業務を令和８年度へ繰り越した上で進めていく考えとしております。

なお、町といたしましては当初の事業目的である盛土造成地の滑動崩落対策を基本としながら令和８年度中に実施設計を完了させた上で、令和９年度の対策工事実施に向けて事業を進めていく方針としております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われそうですが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、３月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第４、議案第６号 令和８年度東吾妻町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第６号 令和８年度東吾妻町下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

業務予定量といたしまして、公共下水道ですが、処理戸数1,049戸、年間処理水量24万9,520立方メートル、1日平均処理水量684立方メートルを見込んでおります。

次に、農業集落排水では2地区でございますが、処理戸数665戸、年間処理水量16万439立方メートル、1日平均処理水量440立方メートルを見込んでおります。

次に、合併浄化槽でございますが、処理戸数1,870基、年間処理水量35万34立方メートル、1日平均処理水量959立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業を合わせまして、下水道事業収益3億8,325万5,000円、下水道事業費用4億9,660万3,000円でございます。資本的収入及び支出につきましては、下水道事業3事業合わせまして、資本的収入3億4,377万1,000円、資本的支出は2億8,008万9,000円でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

東吾妻町下水道事業の会計予算の説明をさせていただきます。

第1条から第9条までございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに、2ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量でございますが、処理戸数は公共下水道が1,049戸、農業集落排水2地区で665戸、浄化槽が1,870基でございます。年間有収水量は、公共下水道24万9,520立方メートル、農業集落排水16万439立方メートル、浄化槽35万34立方メートル、1日平均有収水量は、公共下水道684立方メートル、農業集落排水440立方メートル、浄化槽959立方メートルと見込んでございます。

続いて、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございます。

第1款公共下水道事業収益が1億2,771万7,000円、第2款農業集落排水事業収益が9,103万7,000円、第3款合併浄化槽事業収益が1億6,450万1,000円をそれぞれ見込んでございます。

続いて、支出は、第1款公共下水道事業費用が1億7,526万3,000円、第2款農業集落排水事業費用が1億2,459万8,000円、第3款合併浄化槽事業費用が1億9,080万2,000円を予

定してございます。

3 ページをお願いいたします。

第4条資本的収入及び支出の予定額でございます。

第1款公共下水道事業資本的収入が1億5,510万4,000円、第2款農業集落排水事業資本的収入が1億2,955万円、合併浄化槽事業資本的収入が5,911万7,000円を見込んでいます。

第1款公共下水道事業資本的支出が1億1,552万7,000円、第2款農業集落排水事業資本的支出が8,407万6,000円、合併浄化槽事業資本的支出が8,048万6,000円を見込んでいます。建設改良費と企業債償還金でございます。

第5条企業債でございます。

下水道事業債630万円、過疎対策事業債620万円、資本費平準化債7,400万円、限度額は8,650万円とします。起債の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

第6条一時借入金ですが、一時借入金限度額は3億円といたします。

第7条予定支出の各項経費の金額の流用ですが、営業費用、営業外費用、特別損失とします。

第8条議会への議決を経なければならない、流用することのできない経費でございますが、職員給与費の2,295万1,000円といたします。

第9条他会計からの補助金でございますが、下水道事業経営のために、一般会計からの補助金を受ける金額は1億6,400万円をお願いするものでございます。

よろしくをお願いいたします。

予算の説明につきましては以上でございます。

5 ページ、6 ページの下水道事業予算実施計画でございますが、5 ページに収益的収入支出の内訳、6 ページには、資本的収入支出の内訳書になってございます。

7 ページは、令和8年度下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業年度の現金収入について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載してございます。

それから、8 ページから11ページにつきましては、給与費明細書になります。

12ページ、13ページにつきましては、令和8年度予定貸借対照表でございます。13ページの負債の部、資本の部につきましては資産を取得するための資金の調達元を表示してござ

います。

次の14ページ、15ページは、令和7年度の予定貸借対照表を記載してございます。

16ページでございますが、令和7年度予定損益計算書を掲載してございます。

17ページには、注記といたしまして財務諸表の計上方法等を記載してございます。

18ページから23ページにつきましては、令和8年度下水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第5、議案第7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度は、給水戸数1,133戸、年間総配水量57万2,000立方メートル、1日平均給水量809立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、簡易水道事業収益1億812万3,000円、簡易水道事

業費用 1 億812万3,000円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 1 億1,240万円、資本的支出 1 億2,854万6,000円でございます。収入が支出に対して不足する額1,614万6,000円は、令和 6 年度、7 年度、8 年度分損益勘定留保資金で補填をするものいたします。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

東吾妻町簡易水道事業の会計予算の説明をさせていただきます。

予算書の 2 ページ、3 ページをお願いいたします。

第 1 条から第 9 条まででございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに 2 ページをお願いいたします。

第 1 条は総則でございます。

第 2 条業務の予定量でございますが、給水戸数1,133戸、年間総配水量57万2,000立方メートル、1 日平均給水量を809立方メートルと見込んでございます。

続いて、第 3 条の収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を 1 億812万3,000円、支出につきましては 1 億812万3,000円と予定してございます。

続きまして、第 4 条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入 1 億1,240万円。収入のうち第 3 項他会計出資金として1,500万円、第 4 項の他会計長期借入金700万円でございます。支出でございますけど、1 億2,854万6,000円の計上でございます。建設改良費と企業債償還金でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

第 5 条企業債でございます。起債の目的としましては、萩生田谷送水管布設工事でございます。限度額は、4,000万円とします。起債の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

第 6 条一時借入金ですが、一時借入金限度額は5,000万円といたします。

第 7 条予定支出の各項経費の金額の流用ですが、営業費用、営業外費用、特別損失とします。

第 8 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費

の2,118万1,000円といたします。

第9条他会計からの補助金でございますが、一般会計から簡易水道事業経営のためと、水道基本料金減免による補助金、合わせて6,800万円をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

予算の説明につきましては以上でございます。

4ページ、5ページの簡易水道事業予算実施計画でございますが、4ページに、収益的収入、支出の内訳、5ページは、資本的収入、支出の内訳書になってございます。

6ページは、令和8年度の簡易水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載してございます。

それから、7ページから10ページにつきましては、給与費明細書になります。

11ページ、12ページにつきましては、令和8年度予定貸借対照表でございます。11ページの資産の部、資産合計は、固定資産と流動資産、合わせまして10億9,218万9,446円となる見込みでございます。12ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。

次の13ページ、14ページは、令和7年度の予定貸借対照表を記載してございます。資産合計といたしまして、10億4,786万8,867円となる見込みでございます。

15ページでございますが、令和7年度予定損益計算書を掲載してございます。

16ページには注記といたしまして、財務諸表の計上方法を記載してございます。

17ページから22ページにつきましては、令和8年度簡易水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載してございますので、ご覧いただければと思います。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（高橋 弘君） 日程第6、議案第8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

令和8年度は、給水戸数4,125戸、年間総配水量123万6,285立方メートル、1日平均給水量2,711立方メートルを予定しております。

収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益1億9,508万2,000円、水道事業費用2億1,554万1,000円でございます。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億2,010万円、資本的支出3億1,407万3,000円でございます。収入が支出に対して不足する額9,397万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金で補填をするものといたします。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

東吾妻町水道事業の会計予算の説明をさせていただきます。

第1条から第10条まででございます。本会計の基本的な部分でございます。

初めに、2ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条業務の予定量ですが、給水戸数4,125戸、年間総配水量123万6,285立方メートル、1日平均給水量2,711立方メートルと見込んでございます。

続いて、第3条の収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を1億9,508万2,000円、支出につきましては2億1,554万1,000円と予定してございます。

続きまして、第4条資本的収入及び支出の予定額でございますが、収入2億2,010万円、支出でございますけれども3億1,407万3,000円の計上でございます。建設改良費と企業債償還金でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

第5条企業債でございます。起債の目的としましては、老朽管等布設替工事等でございます。限度額は1億2,080万円とします。起債の方法、利率及び償還の方法については、記載のとおりでございます。

第6条一時借入金ですが、一時借入金限度額は1億円といたします。

第7条予定支出の各項経費の金額の流用ですが、営業費用、営業外費用、特別損失といたします。

第8条議会への議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の4,568万3,000円といたします。

第9条他会計からの補助金でございますが、一般会計より物価高騰対策に伴う水道基本料金減免の補助金2,000万円でございます。

第10条たな卸資産の購入限度額は、1,000万円といたします。

予算の説明については、以上でございます。

4ページ、5ページの水道事業の予算実施計画でございますが、4ページに、収益的収入支出の内訳、5ページは、資本的収入支出の内訳書になってございます。

6ページは、令和8年度の水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。事業年度の現金収支について、業務活動、投資活動及び財務活動のキャッシュフローを記載してございます。

それから、7ページから9ページにつきましては、給与費明細書になります。

10ページ、11ページにつきましては、令和8年度予定貸借対照表でございます。10ページの資産の部、資産合計は固定資産と流動資産を合わせまして28億2,520万108円となる見込みでございます。

11ページの負債の部、資本の部につきましては、資産を取得するための資金の調達元を表示してございます。

次の12ページ、13ページは、令和7年度の予定貸借対照表を記載してございます。資産

合計といたしまして27億7,396万722円となる見込みでございます。

14ページでございますが、令和7年度予定損益計算書を掲載しております。

15ページには、注記といたしまして、財務諸表の計上方法等を記載しております。

16ページから20ページにつきましては、令和8年度水道事業会計の収入及び支出の見積基礎を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

説明は、以上とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もあろうかと思われませんが、質疑を打ち切り、本件については、その審査を総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務建設常任委員会においては、3月13日までに審査が終了するようお願いいたします。

---

#### ◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第7、議案第9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、歳入歳出をそれぞれ6,736万6,000円減額し、予算の総額を95億3,950万7,000円とするものでございます。

事務事業費等の確定や完了見込みに伴う補正が主なものとなっております。

そのほかに、繰越明許費の追加設定、地方債の限度額の変更及び追加設定を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

それでは、一般会計補正予算（第6号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条でございますが、今回、補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ6,736万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ95億3,950万7,000円とするものでございます。

第2条につきましては、繰越明許費を追加補正することを定めるものでございます。

第3条は、地方債を変更及び追加補正することを定めるものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費補正でございますが、2款総務費から10款教育費までの計18事業につきまして、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

7ページをお願いいたします。

第3表の地方債補正でございます。

1. 地方債の変更につきましては、防火水槽整備事業から道路整備事業までの合計7事業につきまして、地方債の発行限度額をそれぞれ変更するものでございます。

2. 地方債の追加につきましては、Jアラート受信機整備事業と群馬県単独治山事業の2事業を追加するものでございます。

続きまして、10ページの事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項町民税につきましては、1目の個人と2目の法人を合わせまして4,616万5,000円の追加でございます。

2項固定資産税につきましては、1億973万4,000円の追加でございます。

4項町たばこ税につきましては、800万円を減額するものでございます。

3款1項利子割交付金につきましては、200万円の追加でございます。

11ページをお願いいたします。

5款1項株式等譲渡所得割交付金につきましては、500万円の追加でございます。

10款 1 項地方特例交付金につきましては、400万円の減額でございます。

11款 1 項地方交付税につきましては、普通地方交付税と特別地方交付税を合わせまして、2 億6,420万8,000円を追加するものでございます。

次に、15款 1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金につきましては189万8,000円の追加でございます。

次に、2 項国庫補助金につきましては、1 目総務費国庫補助金、次のページに移りますが、2 目民生費国庫補助金、5 目土木費国庫補助金を合わせまして4,021万円の減額でございます。

16款 1 項県負担金につきましては、1 目民生費県負担金と2 目衛生費県負担金を合わせまして4,088万8,000円の追加でございます。

次に、2 項県補助金につきましては、1 目総務費県補助金から、次のページでございますが、7 目教育費県補助金までを合わせまして1 億823万円の追加でございます。

次に、3 項県委託金、1 目総務費県委託金は30万円の減額でございます。

17款 2 項財産売払収入につきましては、1 目不動産売払収入が4,677万6,000円の追加でございます。

次に、19款 1 項基金繰入金につきましては、1 目財政調整基金繰入金と、5 目庁舎建設基金繰入金、次のページ移りまして、9 目学校施設整備基金繰入金を合わせまして5 億4,564万2,000円の減額でございます。

次に、21款 4 項雑入につきましては、5 目コンベンションホール雑入と、6 目雑入を合わせて3,061万3,000円の減額でございます。

22款 1 項町債につきましては、1 目総務債から次のページの3 目土木債までの合計で、6,350万円を減額するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

歳出予算につきましては、各担当課長よりそれぞれ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 議会事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、歳出について説明いたします。

16ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費は、合計で87万7,000円の減額となります。事業費の確定による不用額の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、2款1項1目一般管理費です。

初めに、職員人件費につきましては、合計で120万円の減額となります。こちらは決算見込みによる職員人件費の減額調整及び現状に即した住居手当、通勤手当の調整でございます。

次に、5目財産管理費は総額で1,919万2,000円の減額となります。庁舎管理事業では決算見込みによる庁舎電気料と郵便料、合わせて180万円の減額でございます。次ページ、1行目、庁用車管理事業150万円の減額は、当初トラックのリースを見込んでおりましたが、入札が不調となったため本年度は実施を見送った上で減額し、令和8年度に改めて事業実施を見込むものでございます。

続いて、その他管理事業1,559万2,000円の減額となりますが、こちらは旧東中学校体育館解体工事実施に伴う事業費の確定による不用額の減額が主なものでございます。この他、町有地除草業務委託料に不足が見込まれることから、17万9,000円を追加するものでございます。

次に、地域振興センター事業につきましては、決算見込みによる電気料30万円の減額でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） ここで休憩いたします。

再開を11時10分といたします。

（午前10時58分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前11時10分）

---

○議長（高橋 弘君） 引続き、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） そうすれば、続きまして、8目財政調整基金費でございます。減債基金の積立金を1,718万1,000円追加するものでございます。

続きまして、9目の企画費につきましては、合計で572万円の減額でございます。説明欄でございますが、企画調整事業が事業確定による20万円の減額でございます。ふるさと応援寄附金事業につきましては、事業確定見込みによる200万円の減額でございます。その下ですが、マイロックタウン東吾妻事業につきましては、こちらも事業確定見込みによる47万円の減額。移住・定住事業につきましても、事業確定見込みにより225万円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

関係人口創出事業につきましては、事業確定見込みによる20万円の減額、人口減少対策事業につきましても、事業確定見込みによる60万円の減額でございます。

次に、10目運輸対策費でございますが、路線バス運行対策事業につきまして、1,501万7,000円の減額でございます。主な減額理由でございますが、町内全域へのデマンドバス導入計画に伴い、さかうえ拠点バス停の整備につきまして再検討が必要となったため、測量・設計・監理委託料について1,219万7,000円を減額するものでございます。

そのほかにつきましては、事業の確定見込みによる減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、11目支所費、情報管理事業につきましては、群馬県が実施する上信自動車道建設工事に関連した東光ケーブル支障移転工事が次年度に見送られることになった事に伴い、工事請負費1,000万円を減額するものでございます。

続いて、13目交通対策費につきましては、83万1,000円の減額となります。吾妻警察署の移転に伴う信号機新設のための土地購入費及び看板移設補償金の事業費確定による不用額の減額、そのほか交通指導隊活動事業補助金の事業費確定による減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 14目電算業務費でございます。

事業の確定見込みによる487万円の減額でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） よろしく申し上げます。

続きまして、17目地域活性化対策費、総額で655万7,000円の減額でございます。説明欄の地域活性化事業でございますが、489万3,000円の減額でございます。主な理由といたしまして、定住促進事業住宅取得奨励補助金及び起業支援補助金の実績見込みにより減額するものでございます。

続きまして、地域おこし協力隊事業186万4,000円の減額でございます。旅費、燃料費等、実績見込みにより不用額が生じた部分の減額でございます。

続きまして、吾妻溪谷活性化対策事業ですが、20万円の追加のお願いでございます、会計年度任用職員の報酬でございます。アガッタンスタッフによる報酬の不足額が見込まれるため増額のお願いとなっております。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） 18目交流事業推進費でございます。

都市交流促進事業の20万円と、次のページでございますが、交流人口推進事業9万9,000円、合わせまして29万9,000円の減額でございます。それぞれの事業で、事業確定見込みにより減額するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 税務課長。

○税務課長（藤岡 剛君） お世話になります。

続いて、2項徴税费、1目税務総務費は、正規職員11名と会計年度任用職員1名の人件費に係る予算でございます。時間外勤務手当40万円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。

説明欄をお願いいたします。

職員人件費は職員の時間外手当の7万4,000円の追加のお願いをするものでございます。

続いて、戸籍は、事業費確定により通信運搬費120万円を減額するものでございます。

続いて、証明書コンビニ交付は、5年に1度のシステム更新のため関係する各種証明等発行手数料や、L G W A N接続ルーター設定委託料25万8,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続きまして、21ページ。

4 項 7 目東吾妻町議会議員選挙費に137万6,000円の計上でございます。

4 月に予定されている町長選挙の執行に併せ議会議員補欠選挙の実施が見込まれることから、その準備を本年度中から行う必要があるため、消耗品、印刷製本費などの必要経費について補正計上するものでございます。

続いて、8 目東吾妻町長選挙費に281万5,000円の計上となります。4 月12日執行予定の町長選挙について、投票所入場券や投票用紙印刷代のほか職員人件費など、事前準備段階から必要となる経費を計上するものでございます。なお補正予算ではあくまでも準備費の計上となりますので、投開票に係る運営費用等については令和8 年度当初予算に別途計上してありますことを申し添えます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 6 項監査委員費、1 目監査委員費であります、7 万8,000 円の減額になります。各事業確定によります不用額の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 22ページをお願いいたします。

7 項事業費、1 目コンベンションホール管理費ですが、自主事業負担金を45万円減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、3 目桔梗館管理費60万円の追加のお願いでございます。

10 節需用費につきまして、庁舎等修繕料に60万円の追加でございます。内容といたしますと、内湯用の渦巻きポンプの不具合によるメンテナンス費用として少しでも早く修理を行いたいため、補正をお願いするものでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 続きまして、3 款民生費、1 項 2 目障害福祉費、障害児者

総合支援事業3,102万5,000円の追加のお願いでございます。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス給付費2,800万円及び障害者自立支援医療給費27万円は、グループホームや就労支援ほか利用者の伸びに伴い計上したものでございます。還付金及び還付加算金は、過年度返還金の確定によるものでございます。

4目老人福祉費211万円の減額ですが、老人福祉事業費の敬老祝金、緊急通報システム利用対象者の確定によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 続いて、6目国民健康保険費です。職員の時間外勤務手当8万円と国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金1,183万2,000円の追加をお願いするものでございます。詳細は、国民健康保険特別会計補正予算にてご説明させていただきます。

続いて、8目後期高齢者医療費です。後期高齢者医療特別会計への繰出金672万円の追加のお願いや、保険基盤安定負担金額の確定見込みによる326万8,000円を減額するものでございます。こちらも詳細は後期高齢者医療保険特別会計補正予算にて、ご説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 23ページ、2項児童福祉費、1目児童措置費、子育て支援費42万4,000円の追加ですが、過年度の出産子育て応援交付金返還金の確定によるものでございます。

次の物価高対応子育て応援手当支給事業80万円の追加は、1月の臨時会でご議決をいただきました手当でございますが、その後離婚に伴う受給者や、外国人を含む出生など、想定を上回る増加が確認されたため、子供1人当たり2万円を40人分80万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 2目保育所費は、事業の確定や確定見込みに伴い、人件費、需用費、委託料、補助金の合計で599万9,000円を減額します。

3目学童保育費は、事業の確定や確定見込みに伴いまして、人件費、需用費、リース料、補助金の合計で297万円を減額するものでございます。

○議長（高橋 弘君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費です。

国民健康保険特別会計施設勘定繰出金は、補助事業費の確定により繰出金36万1,000円を減額するものでございます。詳細は、国民健康保険特別会計補正予算にてご説明させていただきます。

○議長（高橋 弘君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 2 目予防費、合計で7万1,000円の追加でございます。定期予防接種事業259万1,000円の内訳につきましては、まず、新型コロナウイルスワクチン接種率が想定より低い推移となったため、委託料1,386万円の減額でございます。

次の障害年金補償金1,645万1,000円の追加につきましては、令和6年に亡くなられた対象者のご親族からのご申請を受けまして、この度予防接種健康被害救済制度により国の認定が成されたため、その方の医療手当や死亡一時金、葬祭料を合算した補償金を計上いたしました。歳入のほうで衛生費県負担金をご覧くださいと記載しておりますが、補助率は4分の3となっております。

次のインフルエンザ予防事業は、決算見込みによる252万円の減額でございます。

3 目母子保健費では、妊婦支援事業及び母子医療給付事業ともに事業確定による返還金の追加のお願いでございます。

4 目健康増進事業費につきましては、決算見込みによるがん検診委託料300万円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。25ページをお願いします。

6 款 1 項 3 目農業振興費 1 億2,965万3,000円の追加でございます。いわびつ体験農園事業の工事請負費の追加は、主に解体撤去工事のうち水道管撤去の増加による77万1,000円の追加のお願いでございます。新基本計画実装・農業構造転換支援事業は、吾妻農業協同組合が岩井地内のこんにゃく荒粉加工施設を改修し、集出荷施設の設備を図る事業でございます。

国の令和7年度補正予算で採択され、それに伴い町も7年度予算に計上し、繰越事業で対応するものでございます。国庫補助事業で対象事業費の2分の1の補助金額が県と町とをとり交付される1億2,888万2,000円でございます。

6 目農地費の25万円は、多面的機能支払交付金の長寿命化に係る交付金の確定に伴う追加

でございます。

7 目地籍調査費では、1,439万円の減額でございます。測量・設計・監理委託料につきましては、一筆地調査の地籍調査委託が入札の結果1,280万円の減額と、今年度事業の確定による減額でございます。

6 款 2 項 1 目林業振興費の特用林産物生産活力アップの減額は、群馬県予算がつかなかった事による減額でございます。

26ページをお願いします。

森林環境譲与税では、森林経営管理事業業務委託料450万円の減額は、森林整備を予定しておりましたが、年度内完成が困難なため未実施による減額が主なものでございます。

2 目林業基盤整備費では、245万9,000円の減額でございます。治山事業では新巻の尾牧で行いました工事の負担金254万1,000円の事業費の確定による追加でございます。国庫林道改良事業の測量・設計・監理委託料の500万円の減額は、補修設計業務委託の入札結果によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（高橋 弘君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（寺嶋徳郎君） 続きまして、7 款 1 項 2 目商工振興費でございますが、商工業対策事業780万円の減額でございます。商工業経営振興利子補給ほか2件について実施見込みによる減額となっております。

続きまして、3 目観光費でございますが、総額で435万6,000円の減額でございます。説明欄の観光管理費から、次ページの忍びの町ひがしあがつま推進事業の5事業につきまして、事業実績の見込みによる減額となっております。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 建設課長。

○建設課長（永村達之君） お世話になります。

8 款 1 項 1 目道路橋りょう総務費1,087万円の減額をお願いでございます。説明欄をご覧ください。電気料3万円を追加、道路・橋梁台帳整備補正業務委託料は決算見込みにより400万円の減額、工事請負費は川戸地内の水路工事を実施しなかったため690万円の減額となります。

続きまして、2 目道路維持費は財源更正の補正となります。

3 目道路改良費7,779万3,000円の減額をお願いでございます。説明欄をご覧ください。

道路改良費の測量・設計・監理委託料200万円の減額、上信自動車道関連事業では測量・設計・監理委託料100万円の減額。28ページをお願いします。土地購入費40万円の追加、町道金井・川戸線外5路線整備事業負担金7,000万円の減額、工作分、立竹木等補償金469万3,000円の減額、補償金50万円の減額、いずれも決算見込みによる補正となります。

続きまして、4目橋りょう維持費は財源更正の補正となります。

2項1目都市計画総務費1,178万6,000円の減額をお願いでございます。説明欄をご覧ください。交通結節点整備事業の測量・設計・監理委託料1,178万6,000円の減額となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、9款1項1目消防費は1,233万円の減額となります。消防団員の実員数に合わせた団員報酬の不用額の減額と研修旅費の確定に伴う減額のほか、工事請負費570万円の減額は防火水槽設置工事費ほか工事費の事業費確定に伴うものでございます。そのほか防火水槽土地購入費、消火栓敷設替負担金、消防団事業運営補助金、団員自動車運転免許取得補助金につきましては、それぞれ事業費確定見込みによる不用額の減額でございます。

続いて、3目防災費は財源更正となります。具体的には新型Jアラート対応のための受信機更新費について、当初緊急防災減災事業債を充当しておりましたが、システム自動起動装置の更新部分については、防災対策債に変更する必要があることから、特定財源の地方債60万円を一般財源に振り替える財源更正を行うものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項2目事務局費でございます。事務事業の確定や確定見込みにより、事務局費、育英事業、中学生海外交流事業をそれぞれ減額します。30ページをお願いします。4目通学バス運営管理費は、事業の確定見込みにより400万円を減額します。5目給食センター運営管理費は、人件費補正のほか事業の確定や確定見込みにより371万1,000円を減額します。6目外国青年招致事業費は、事業の確定見込みにより42万2,000円を減額します。

31ページをお願いします。2項1目小学校学校管理費は、事業の確定や確定見込みにより人件費、需用費などの合計で899万7,000円を減額します。32ページをお願いします。2目小学校教育振興費は、事業の確定や確定見込みにより需用費、使用料などの合計で235万

3,000円を減額します。

3 項 1 目中学校学校管理費は、事業の確定や確定見込みにより、人件費、需用費、使用料などの合計で534万円を減額します。33ページをお願いします。2 目中学校教育振興費は、事務事業の確定見込みにより124万9,000円を減額します。

4 項 1 目こども園管理費は、事業の確定や確定見込みにより人件費、リース料などの合計で756万9,000円を減額するものでございます。

○議長（高橋 弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（伊澤文邦君） 34ページをお願いいたします。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費は、総額で139万6,000円の減額でございます。事業完了に伴い社会教育総務費108万4,000円、二十歳の集い事業31万2,000円減額補正でございます。

2 目公民館費、中央公民館運営費の電気料は改修工事に伴いエアコン機器等増設により50万円増額、工事請負費は200万円減額でございます。岩島公民館運営費は9万6,000円の減額。35ページをお願いいたします。坂上公民館運営費13万8,000円減額、東公民館運営費8万5,000円減額。全体で181万9,000円の減額でございます。

3 目文化財保護費は、文化財保護費10万円減額、岩櫃城跡保存整備事業42万円減額、国・県・町指定文化財保護事業4万6,000円の減額、吾妻峡保存管理事業4万7,000円減額、全体で61万3,000円の減額です。

4 目青少年対策費は、青少年対策費2万5,000円減額。36ページをお願いいたします。杉並・東吾妻子ども交流事業14万9,000円の減額となります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費120万1,000円減額。スポーツ推進事業11万円減額、スポーツフェスティバル事業8万円減額、郡民スポーツ大会事業18万円減額。37ページをお願いします。国民スポーツ大会事業26万3,000円減額、全体で183万4,000円の減額です。2 目学校開放事業費は、学校開放事業費2万9,000円減額。3 目施設管理費、町民体育館管理事業7万1,000円の減額となります。いずれも事業完了に伴う減額となります。

以上で一般会計の説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 各担当課長からの説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第8、議案第10号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第10号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、事業勘定の補正案については、歳入歳出をそれぞれ4,764万9,000円を追加し、予算の総額を15億391万4,000円とするものでございます。

次に、施設勘定の補正案につきましては、歳入歳出をそれぞれ10万円追加し、予算の総額を7,397万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、5ページをご覧ください。最初に事業勘定の歳入でございます。

1款国民健康保険税は、賦課徴収の見込みにより、290万7,000円を減額するものです。

続いて、5款県支出金は、歳出の保険給付費の財源となる保険給付費等交付金の確定見込みにより、1,050万8,000円を追加するものでございます。

続いて、7款繰入金、1項他会計繰入金では、保険税軽減分、6ページをお願いします。保険者支援分、財政安定支援事業繰入金、未就学児均等割保険料繰入金、産前産後保険料負担金繰入金を合わせ、1,183万2,000円を追加するものでございます。2項基金繰入金は、町の国保基金からの繰入金2,749万9,000円を追加するものです。

10款余剰金精算金は、国民健康保険団体連合会の保険給付費等交付金の事業確定見込みにより余剰金精算金71万7,000円を追加するものです。

7 ページをお願いします。

続いて、歳出です。

1 款総務費です。1 項総務管理費は、電算処理手数料26万2,000円の追加のお願いでございます。

2 款1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費は事業見込みにより3,793万円、3 目審査手数料は審査件数増のための8万円の追加のお願いでございます。4 項出産育児諸費は、1 目出産育児一時金事業見込みにより200万円、2 目支払手数料は1,000円の追加のお願いでございます。

8 ページをお願いします。

3 款1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付分は事業確定見込みにより、78万1,000円の減額のお願いでございます。続いて、2 項1 目一般被保険者後期高齢者支援金分等分は、事業確定見込みにより201万円の追加のお願いです。3 項1 目介護納付金分においても、事業確定見込みにより66万5,000円の減額のお願いでございます。

9 ページをお願いします。

4 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費は、受診者増による委託料50万円の追加のお願いです。2 項保健事業費は、指導対象者増による委託料50万円の追加のお願いでございます。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金は保険給付費等交付金等の事業確定見込みにより、571万7,000円。10 ページをお願いします。2 項1 目直営施設勘定繰出金は、施設勘定への繰出金9万5,000円の追加のお願いでございます。

続いて、施設勘定の歳入になります。

12 ページをお願いいたします。

3 款県支出金、1 項1 目国保施設費県補助金は、県補助金額の確定見込みや電子処方箋の活用・普及促進事業補助金の合計で36万6,000円の追加のお願いでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金36万1,000円を減額するものでございます。2 項事業勘定繰入金は、事業確定見込みから9万5,000円を追加するものでございます。

続いて、歳出です。

1 款1 項1 目一般管理費は、医師が学会に参加するための負担金10万円を追加するものです。

2 款 1 項 2 目医療用機械器具費は、財源更正となります。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3 月 13 日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第 11 号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第 9、議案第 11 号 令和 7 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第 11 号 令和 7 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、歳入歳出をそれぞれ 545 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 2 億 7,727 万 7,000 円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） それでは 4 ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。2 款 1 項 1 目事務費繰入金は、広域連合へ事務費繰入金と事業確定見込みによる保険基盤安定負担金を合わせまして 345 万 2,000 円の追加のお願いです。

続いて、3 款 1 項 1 目雑入は、事業確定見込みにより広域連合からの返還金 200 万 7,000 円を追加するものです。

続きまして、歳出です。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、連合会への保険料負担金と保険基盤安定負担金の確定見込みにより、545 万 9,000 円を追加するものでございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第10、議案第12号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては予算総額の変更は伴わず、繰越明許費の補正を行うものでございます。宅地耐震化事業の実施設計について、追加検討が必要となったことから年度内完了が困難になり、次年度へ繰り越すものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） それでは、地域開発事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

2ページ、最終ページになりますがお願いいたします。

今回の補正は、施設管理事業における岩久保住宅団地宅地耐震化事業に係る実施設計業務について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

当初予算の説明においても申し上げましたとおり、本事業につきましては盛土造成地の滑動崩落対策を目的として、令和7年度中に実施設計を完了させる予定で業務を進めてまいりましたが、設計の検討段階において群馬県宅地耐震化技術検討委員会のほうから、地盤条件

に関する技術的な指摘があり、設計内容を整理する必要が生じたことから、年度内での実施設計の完了が難しい見込みとなったものでございます。このため実施設計業務に係る事業費1,018万5,000円を令和8年度に繰り越すものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第11、議案第13号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、簡易水道事業費用127万6,000円増額し、総額を1億449万円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

1ページをお願いいたします。

収益的収入についての補正はございません。

第2条収益的支出の第1款簡易水道事業費用、第1項営業費用を127万6,000円の追加でございます。これは負担金の増額による補正でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

---

◎議案第14号の上程、説明、議案調査

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第14号 令和7年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第14号 令和7年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、水道事業収益の歳入を255万2,000円増額し、総額を2億852万2,000円とします。水道事業費用の歳出を1,855万2,000円増額し、2億3,855万9,000円とするものがございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長（角田良信君） お世話になります。

1ページをお願いいたします。

第2条収益的収入及び支出の補正でございます。

収入は、第1款水道事業収益は、営業収益255万2,000円の追加でございます。

次に、支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用は360万6,000円の追加、第2項特別損失は1,494万6,000円の追加でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。3月13日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

---

#### ◎陳情書の処理について

○議長（高橋 弘君） 日程第13、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり、文教厚生常任委員会に付託しますので、その審査を3月13日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提出されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は3月16日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前11時52分）

令和 8 年 3 月 16 日（月曜日）

（第 3 号）

## 令和8年東吾妻町議会第1回定例会

### 議 事 日 程（第3号）

令和8年3月16日（月）午前10時開議

- 第 1 議案第15号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第16号 東吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例について
- 第 3 議案第17号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第18号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第19号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第20号 東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業の実施及び使用料に関する条例について
- 第 7 議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第22号 ひがしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 第 9 議案第23号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第24号 東吾妻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 第11 議案第25号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 1号 令和8年度東吾妻町一般会計予算
- 第13 議案第 2号 令和8年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算
- 第14 議案第 3号 令和8年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第 4号 令和8年度東吾妻町介護保険特別会計予算
- 第16 議案第 5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算
- 第17 議案第 6号 令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算
- 第18 議案第 7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算
- 第19 議案第 8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算
- 第20 議案第 9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）

- 第 2 1 議案第 1 0 号 令和 7 年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 2 2 議案第 1 1 号 令和 7 年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 3 議案第 1 2 号 令和 7 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 議案第 1 3 号 令和 7 年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 5 議案第 1 4 号 令和 7 年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 6 陳情書の委員会審査報告
- 第 2 7 委員会報告について
- 第 2 8 総務建設常任委員会委員長の互選結果の報告
- 第 2 9 議会運営委員会委員の補充について
- 第 3 0 議会広報特別委員会委員の補充について
- 第 3 1 予算決算特別委員会副委員長の互選結果の報告
- 第 3 2 閉会中の継続審査（調査）事件について

#### 本日の会議に付した事件

日程第 3 2 まで議事日程に同じ

- 追加日程 第 1 重野能之副議長の議員辞職について
- 追加日程 第 2 選挙第 1 号 副議長選挙
- 追加日程 第 3 齋藤貴史議員の議員辞職について
- 追加日程 第 4 常任委員の所属変更の申出許可の報告
- 追加日程 第 5 議会運営委員会委員の辞任について
- 追加日程 第 6 議会運営委員会副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第 7 議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第 8 選挙第 2 号 吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙
- 追加日程 第 9 選挙第 3 号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙
- 追加日程 第 1 0 議席の変更について

#### 出席議員（10名）

- |     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 高 橋 弘 君   | 2 番 | 齋 藤 貴 史 君 |
| 3 番 | 増 子 京 子 君 | 4 番 | 渡 一 美 君   |
| 5 番 | 井 上 日出来 君 | 7 番 | 里 見 武 男 君 |

8 番 小 林 光 一 君  
10 番 竹 淵 博 行 君

9 番 重 野 能 之 君  
11 番 佐 藤 聡 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                        |           |                 |           |
|------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| 町 長                    | 中 澤 恒 喜 君 | 副 町 長           | 石 村 文 明 君 |
| 教 育 長                  | 茂 木 一 弘 君 | 総 務 課 長         | 酒 井 文 彰 君 |
| 企 画 課 長                | 玉 橋 晃 君   | まちづくり<br>推進 課 長 | 寺 嶋 徳 郎 君 |
| 保健福祉課長                 | 小 池 さつき 君 | 町 民 課 長         | 谷 直 樹 君   |
| 税 務 課 長                | 藤 岡 剛 君   | 農 林 課 長         | 白 石 彰 久 君 |
| 建 設 課 長                | 永 村 達 之 君 | 上下水道課長          | 角 田 良 信 君 |
| 会 計 課 長 兼<br>会 計 管 理 者 | 代 田 聡 君   | 学校教育課長          | 水 出 悟 君   |
| 社会教育課長                 | 伊 澤 文 邦 君 |                 |           |

職務のため出席した者

|                                 |         |             |       |
|---------------------------------|---------|-------------|-------|
| 議会事務局長                          | 西 山 孝 弘 | 議 会 事 務 局 長 | 小 林 稔 |
| 議 会 事 務 局<br>会 計 年 度<br>任 用 職 員 | 田 中 すずの | 議 次         |       |

---

◎開議の宣告

○議長（高橋 弘君） 皆さん、おはようございます。

連日お疲れさまでございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

本日は傍聴の申出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受付の際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。また、傍聴席にございます議案等の傍聴用資料は、お帰りの際にはお返しくくださいますよう併せてお願い申し上げます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（高橋 弘君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

◎議案第15号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第1、議案第15号 東吾妻町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第16号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第2、議案第16号 東吾妻町災害弔慰金の支給等に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第 17 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第 3、議案第 17 号 東吾妻町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 3 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第 18 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第 4、議案第 18 号 東吾妻町観光駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る 3 月 3 日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第5、議案第19号 東吾妻町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第20号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第6、議案第20号 東吾妻町吾妻峡レンタサイクル事業の実施及び使用料に関する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第21号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第7、議案第21号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第22号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第8、議案第22号 ひがしあがつま地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第23号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第9、議案第23号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第24号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第10、議案第24号 東吾妻町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第25号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第11、議案第25号 東吾妻町立学校給食費徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、去る3月3日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第１号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第12、議案第１号 令和８年度東吾妻町一般会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月３日、予算決算特別委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

予算決算特別委員会委員長。

（予算決算特別委員長 重野能之君 登壇）

○予算決算特別委員長（重野能之君） それでは、報告を申し上げます。

本会議におきまして付託されました、議案第１号 令和８年度一般会計予算について、去る３月９日と10日の２日間でその審査を行いました。

各委員から活発な質疑が出され、また、執行部からは丁寧な答弁をいただきました。慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しましたので、本会議におかれましても同様にご可決いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が委員でありましたので、省略いたします。委員長は自席にお戻りください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第２号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第13、議案第２号 令和８年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月３日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いします。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） それでは、報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第２号 令和８年度東吾妻町国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億4,602万9,000円と定めるものがあります。税率改定は行われたものの、基金に大きく積み立てるほどの状況ではなく、国民健康保険財政の運営が厳しい状況は大きく変わらない見込みであると説明がありました。

審査の結果、議案第２号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。本会議におきましても、同様にご判断いただきますようお願い申し上げ、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第３号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第14、議案第３号 令和８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月４日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） それでは、報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第３号 令和８年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ３億2,086万9,000円と定めるものであります。現在は高齢化の進行に伴い、国民健康保険被保険者数と後期高齢者医療被保険者数が逆転しており、その差も今後広がっていく状況であるとの説明がありました。

審査の結果、議案第３号については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。本会議におきましても、同様にご判断いただきますようお願い申し上げ、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第４号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第15、議案第４号 令和８年度東吾妻町介護保険特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る３月４日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） それでは、報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第４号 令和８年度東吾妻町介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億8,402万7,000円と定めるものであります。

審査過程において、施設介護サービス給付費が増加している理由について質疑がありました。これに対し、担当課より、これまでは新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、施設への入所辞退が多かったことから給付費が伸びていない状況が続いていたが、現在は入所状況が回復してきており、その影響によるもので、想定の範囲内であることが説明がありました。

審査の結果、付託議案第４号については原案どおり可決すべきものと決定いたしました。本会議におきましても、同様にご判断いただきますようお願い申し上げ、委員会の審査結果の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(高橋 弘君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第5号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(高橋 弘君) 日程第16、議案第5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任副委員長。

(総務建設常任副委員長 井上日出来君 登壇)

○総務建設常任副委員長(井上日出来君) それでは、当委員会に審査を付託されました議案第5号 令和8年度東吾妻町地域開発事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

去る3月5日、総務課長の出席を求め、審査しました。歳入歳出それぞれ34万9,000円と定め、一般会計からの繰入金は34万6,000円となりました。県の宅地耐震化技術検討委員会において、岩久保団地の盛土部分、地盤下層域に地震発生時、液状化や地滑りの可能性が指摘されたため、令和7年度に実施設計を完了する予定でしたが、令和8年度に繰り越しとな

り、令和9年度に着工の予定で進めるとのことでありました。

委員からは、この件について、地域住民への説明の有無が問われましたが、課長からは、実施設計ができた時点で地元住民への説明会の開催を予定しているとの回答を得ました。

当委員会として慎重審査の結果、本予算について全会一致で可決するものと決しました。本会議におかれましても、同様のご判断をいただきますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

副委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、副委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する副委員長の報告は可決です。副委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第6号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第17、議案第6号 令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任副委員長。

(総務建設常任副委員長 井上日出来君 登壇)

○総務建設常任副委員長(井上日出来君) それでは、当委員会にその審査を付託されました議案第6号 令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

去る3月6日、上下水道課長の出席を求め審査しました。詳細な数字は皆様のお手元にある令和8年度東吾妻町下水道事業会計予算書にありますので、数字の読み上げは割愛させていただきます。

本事業における一般会計からの補助金は合計1億6,400万円となっており、昨年度より2,200万円増額されています。課長からは、職員1名を削減し、昨年度より経費を437万5,000円減額し、引き続き経営改善の努力をしていくとの報告を受けました。

これに対し、委員からは、計画的な経営改善策を打ち出すこと。経費節減の努力をすること。また、将来を見据えた下水道事業の広域連携などの検討をしていくことなどの意見が出されました。

当委員会として慎重審査の結果、本予算について全会一致で可決するものと決しました。本会議におかれましても、同様のご判断をいただけますようお願い申し上げます、ご報告とさせていただきます。

○議長(高橋 弘君) 報告が終わりました。

副委員長に対する質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないので、副委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(高橋 弘君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する副委員長の報告は可決です。副委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第7号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第18、議案第7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任副委員長。

（総務建設常任副委員長 井上日出来君 登壇）

○総務建設常任副委員長（井上日出来君） それでは、当委員会に審査を付託されました議案第7号 令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

去る3月6日、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。詳細な数字は皆様のお手元にある令和8年度東吾妻町簡易水道事業会計予算書にありますので、数字の読み上げは割愛させていただきます。

本事業における一般会計からの補助金は合計6,800万円となっており、昨年度の8,200万円から1,400万円の削減となっています。

課長からは、上水道と簡易水道に同一料金制度の導入により、約500万円の収益増が見込めるなどの説明がありました。

委員からは、管路の更新率が問われ、簡易水道の更新率は0.2%と非常に低いことから、更新率を上げることが有収率向上の最良の手段ではないかなどの意見が出されました。

当委員会として慎重審査の結果、本予算について全会一致で可決するものと決しました。本会議におかれましても、同様のご判断をいただきますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

副委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、副委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する副委員長長の報告は可決です。副委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第8号の委員長報告、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第19、議案第8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算を議題といたします。

本件については、去る3月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

総務建設常任副委員長。

(総務建設常任副委員長 井上日出来君 登壇)

○総務建設常任副委員長（井上日出来君） それでは、当委員会に審査を付託されました議案第8号 令和8年度東吾妻町水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

去る3月6日、上下水道課長の出席を求め審査を行いました。詳細な数字は皆様のお手元にある令和8年度東吾妻町水道事業会計予算書にありますので、数字の読み上げは割愛させていただきます。

本事業における一般会計からの補助金は2,000万円となっています。課長からは、今後の経営改善に向けた取組として、遠隔でメーター検針を行えるスマートメーターの導入による経費削減案を検討していること。また、一部業務の民間委託による経費削減策の検討など、

現在様々な検討がなされていることが説明されました。

委員からは、水道事業の効率化を目指した広域連携体制への取組や管路更新率の向上による有収率向上への取組、そして、将来を見越した事業計画を立てて取り組んでいくべきなどの意見が出されました。

以上、当委員会として慎重審査の結果、本予算について全会一致で可決するものと決しました。本会議におかれましても、同様のご判断をいただけますようお願い申し上げ、ご報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 報告が終わりました。

副委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないので、副委員長は自席にお戻りください。

質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する副委員長の報告は可決です。副委員長報告のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第20、議案第9号 令和7年度東吾妻町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ちょっと確認をさせていただきたいと存じます。

25ページなんですが、農林水産業費ですね。地籍調査費のところでございます。減額補正ということで、これは決定されたんだというふうに思いますが、大分予算額が半額ぐらいになっているということで、設計に何か問題があったのか、それともすごい競争が働いたのか、低入札であったのか、幾つか考えられると思うんですが、その辺ちょっとお教えいただけますか。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

この測量設計監理委託料につきましては、入札の結果、半分以上ぐらゐの金額の落札となつてしまいました。もともとこの設計金額というのが、ある程度、面積ですとか筆数だとか、そういったものである程度ゐの金額は県のほうの試算するもので出るんですけども、入札の結果、このような減額補正、最終的にはなりました。そのような様子でございます。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹渕博行君） ありがとうございます。

今、課長の説明で入札の結果ということで、町とすれば安くすんでいいことかもしれませんけれども、これだけ安く、ある意味ガチンコということで、半額ですよ。半額以下ということ、もうそうすると、実際にその経費の上積みで設計をされている、そういった中で、これだけの金額で、それはもう入札金額は自由ですから、別に駄目だという話にはならないと思うけれども、ただ、こういった結果、そこの会社の従業員さんだとか、そういったところの給料面だとか、そういったものにやはり影響があるんじゃないかなというおそれはやはり感じ取れるわけでございます。

そういった中で、やはり物品とは違って、これ労務費ですから、ほとんどね。そうすると、ある程度の線ですとやはり低入札というか、線を引いとく必要があるんじゃないかというふうに感じ得るんですけども、その辺いかがでしょうかね。

○議長（高橋 弘君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） 委託料の入札ですので、最低の価格とかも設定ができませんので、どうしても開札しての結果となってしまいます。この辺は致し方ないところだと存じております。

○議長（高橋 弘君） 10番、竹渕議員。

○10番（竹淵博行君） ありがとうございます。

大分ちょっと気になったものですからね、お尋ねをさせていただきました。特に事務的な手違いだとか、そういったものは感じられませんので、その辺は大丈夫だというふうに思っております。

ここで、議案調査の中で確認しておけばよかったんですが、ちょっと目立つ数字のもんですから、あえてちょっと本会議で質問させていただきました。はい、結構です。ありがとうございました。

○議長（高橋 弘君） ほかに質疑ありますか。

11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） 17ページのふるさと応援寄附金事業の関係で、予算決算委員会の中でも申し上げたんですが、もう一度激励の意味で、頑張ってもらいたいんで、この減額が400万円という議案調査させてもらったんですが、やはりちょっと低調過ぎるんで、来年度の予算も盛り込んでいますが、その辺も含めて増額するような努力を、ぜひしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋 弘君） 企画課長。

○企画課長（玉橋 晃君） お世話になります。

ふるさと応援寄附金事業、マイナスの200万円という形で減額を計上しているわけですが、令和7年度の寄附額の見込みに伴う返礼品の支出の部分の減額ということでございます。佐藤議員がおっしゃるとおり、来年度につきましては、そういうのを取組については強化していくということで考えておりますので、7年度につきましては、なかなか伸び悩んだ部分というのは実際ございまして、それを踏まえまして、もう少し返礼品の数だったり、あとは違った部分での取組というのを考えながらやっていきたいと思っておりますので、一応意気込みという形で回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋 弘君） 11番、佐藤議員。

○11番（佐藤聡一君） ぜひ努力をお願いします。

以上です。

○議長（高橋 弘君） ほかに質疑ございますか。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第21、議案第10号 令和7年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第 11 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第22、議案第11号 令和7年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第 12 号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第23、議案第12号 令和7年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第24、議案第13号 令和7年度東吾妻町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月4日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 特にないので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎議案第14号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（高橋 弘君） 日程第25、議案第14号 令和7年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、去る3月5日、議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 特にないようですので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（高橋 弘君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（高橋 弘君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

---

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（高橋 弘君） 日程第26、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情1号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る3月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

陳情２号 mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止の意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件については、去る３月４日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してあります。

文教厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、引き続き閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

---

#### ◎委員会報告について

○議長（高橋 弘君） 日程第27、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任副委員長。

（総務建設常任副委員長 井上日出来君 登壇）

○総務建設常任副委員長（井上日出来君） それでは、総務建設常任委員会の報告を申し上げます。

まず、閉会中の去る１月29日、当委員会の委員５名と随行職員２名で秩父市への視察を行いました。

内容は、秩父市の林業振興及び日本版DMOの先駆けである秩父地域おもてなし観光公社

について、それぞれ関係職員の方々から説明を受けました。

秩父市は、森林行政を専門的に担う森づくり課を設置し、林野庁職員OBの登用や地域おこし協力隊員4名で体制整備するなど、人材確保と育成の手法について特筆に値します。

また、秩父地域おもてなし観光公社は、日本版DMOの先駆けとして1市4町を束ね、地域の稼ぐ力の向上を目的に、多くの地元企業などと連携し、積極的に稼働しています。

秩父市では、観光基本計画の策定に当たり、最初に、市民参加型ワークショップからスタートし、マーケティング、民泊、インバウンド、空き家バンク、ふるさと納税、移住支援など、総合的に展開している点は分野を越えた稼ぐための地域経営モデルとして高く評価できます。

以上、簡単ですが、視察内容についてでした。

また、これまで行政視察報告書は代表して委員長が提出することが慣例でしたが、今回、視察に先立ち、委員全員がおのの報告書を作成し、提出することを申し合わせ、今定例会初日に、私から議長にまとめて提出させていただきました。本日お手元に配付されていると思いますので、後ほどそちらをご一読ください。

次に、令和8年3月定例会中の総務建設常任委員会について報告します。

去る3月5日、6日の2日間にわたり、町長、副町長をはじめ、所管する8課の各課長から丁寧な説明及び答弁をいただきました。

主な内容としては、令和8年度補正予算をはじめ、各議案や各課所管事務について活発な質疑が行われました。

その主な内容として、ふるさと納税の寄附額が昨年度に比べ減少傾向にあり、委員からは、自治体の裁量で使える貴重な財源である、ふるさと納税への取組をより一層推進することなどが意見が出されました。

公共施設全般の老朽化に対しては、施設の見直しや効率化を進めるため、令和8年度に公共施設管理計画の策定を予定していることが報告されました。また、町内全域でのドア・ツー・ドア型デマンドバスの導入について、令和8年度にAIを活用した運行管理システムの導入を実施し、令和9年度に実証運行を目指すとの説明がありました。

農業関係では、「東吾妻町はじめての就農ガイド」が作成され、新規就農者と先輩農家の紹介、また、就農までのロードマップや支援体制及び補助金などが分かりやすく紹介され、今後の新規就農希望者の増加が期待されるところであります。

その他、多様な質疑があり、予定時間を最大限に活用した大変活気ある委員会となりました。

た。

結びに、今定例会が最後の定例会となる中澤町長におかれましては、4期16年にわたる町政運営、誠にお疲れさまでした。

委員会の暫時休憩中に拝聴しました、表には見えない、これまでの町長のご苦労話は、我々の今後の参考となる大変貴重なお話でありました。これからは健康に十分ご留意され、末永く町政を見守っていただきたいと思います。

中澤町長、誠にありがとうございました。

これにて総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（高橋 弘君） 副委員長の報告を終わります。

文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 渡 一美君 登壇）

○文教厚生常任委員長（渡 一美君） それでは、文教厚生常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

今定例会の文教厚生常任委員会の所管事務調査の概要についてご報告申し上げます。

初めに、国保診療所における薬品の管理についての取扱いについての質疑があり、薬品の棚卸しの状況について確認を求める意見が出されました。

次に、箱島100番地における発電所事業についてであります。

これに対し、3月末に検査を予定しているとのことです。また、萩生地区のトイレ案内看板について、利用者に分かりやすい表示となるよう改良を求める意見が出されました。

社会福祉協議会については、資金の流れや人件費の財源について確認が行われ、町財源の状況などについて説明がありました。

次に、こども誰でも通園制度についてであります。

町内2カ所の保育所で実施予定であり、あづま保育所、はらまち保育所でそれぞれ1名の受入れを予定し、1か月、10時間まで利用可能であるとの説明がありました。また、土曜日の利用について意見があり、現在は月曜日から金曜日まで実施であるが、「にこにこひろば」の活用などの説明がありました。

給食センターの委託事業については、委託後もスムーズに移行が行われ、職員の3分の2が引き続き従事しているとの説明がありました。また、検食の実施方法について説明がありました。

教育関係では、複式学級の状況についての確認があり、岩島小学校及び坂上小学校の児童数について説明がありました。学習タブレットの活用については、多くの授業で使用されている一方、長時間使用による視力低下への懸念もあり、専門家への助言を受けながら注意喚起を行っていくとの説明がありました。また、将来的な学校統合については、一定の人数の中で、子供たちが学習できる環境を整える事が重要であるとの説明がありました。

社会教育関係では、中央公民館の手すり配置やベビーチェアなど、利用環境の改善が進められているとの報告がなされました。また、図書機能の充実や施設修繕については、可能な範囲で整備を進めていきたいとの説明がありました。部活動指導員については、よい効果が見られることから、今後も連携を強めていくとの説明がありました。

福祉分野では、新たな社会福祉士の確保ができたこと。また、新たに5歳児健診を実施する予定であることが説明されました。

物価高騰対策については、現在までに31件の申請があったとの報告がありました。

以上で文教厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 委員長報告を終わります。

議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 予算決算特別委員会。

予算決算特別委員長。

（予算決算特別委員長 重野能之君 登壇）

○予算決算特別委員長（重野能之君） それでは、報告をさせていただきます。

令和8年第1回定例会で当委員会に付託されました、議案第1号 令和8年度東吾妻町一般会計予算について、今回は慎重審査をしました。

予算総額は前年度比プラス4.3%増の95億8,900万円でありました。審査に当たっては、本会議において担当課長より予算内容の説明を受けました。今回の審査でも、令和8年度予算案重点事業の概要が配られ、審査を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（高橋 弘君） 委員長報告を終わります。

議会広報特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

説明員として出席しております執行部の皆さんに連絡いたします。

これからは議会内部の審査に相当の時間を要します。お声がけするまで退席してくださるようお願いいたします。閉会前に総務課長を通じて連絡をさせていただきますので、自席に着席いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ここで休憩を取りまして、再開を11時15分にいたします。

(午前 11 時 01 分)

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午前 11 時 15 分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） ただいまの休憩中に、副議長、重野能之議員から副議長の議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、重野能之副議長の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、重野能之副議長の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎重野能之副議長の議員辞職について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第1、重野能之副議長の議員辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、重野能之議員の退場を求めます。

( 9 番 重野能之君 退場)

○議長(高橋 弘君) 辞職願の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長(西山孝弘君) それでは、朗読させていただきます。

令和 8 年 3 月 16 日、東吾妻町議会議長様、東吾妻町議会副議長、重野能之。

辞職願、このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です。

○議長(高橋 弘君) ただいま朗読のとおりです。

お諮りいたします。重野能之副議長の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、重野能之副議長の議員辞職を許可することに決定いたしました。

重野能之議員の入場を許可いたします。

( 9 番 重野能之君 入場)

○議長(高橋 弘君) 7 番、里見議員。

○7 番(里見武男君) ただいま議長が、副議長の辞職じゃなくて議員辞職と今、申し上げたように聞こえたんですが、それで間違いないですか。

○議長(高橋 弘君) 副議長と申し上げましたけれども、副議長の議員辞職というふうにご理解をいただきたいと思います。

重野能之議員に申し上げます。

副議長の議員辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

ここで、重野能之議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

挨拶をお願いします。

( 9 番 重野能之君 登壇)

○9 番(重野能之君) 大変お時間を取っていただいてありがとうございました。

数字だけは 4 期になりました。10 数年、まず先輩議員……、本当に先輩、同士同僚議員の方に、まず本当に心から感謝を申し上げます。生意気なことを言ったり、まだまだ議員として頑張れと思われたときもあるかと思いますが、ここまでこういうふうに来れたことを、心からまず同士同僚、先輩議員の方に感謝を申し上げます。

また、何と言っても、一番の足元はやはり、議会事務局の今もう退職されたり異動されている方もいらっしゃると思うんですが、本当に事務局の方に心から感謝の気持ちがいっぱいです。ここまで来れたのも、足元で支えていただいた事務局の職員の方々に本当に心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋 弘君） 重野委員の挨拶を終わります。

大変お疲れさまでした。

（９番 重野能之君 退場）

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。この際、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第２とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第２とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ◎選挙第１号 副議長選挙

○議長（高橋 弘君） 追加日程第２、選挙第１号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（高橋 弘君） ただいまの出席議員数は９人です。

次に、立会人を指名いたします。

立会人は、会議規則第32条第２項の規定により、10番、竹渕博行議員、11番、佐藤聡一議員を指名いたします。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長（高橋 弘君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(発言する者なし)

○議長（高橋 弘君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長（高橋 弘君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（高橋 弘君） 投票漏れはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

竹渕博行議員、佐藤聡一議員、開票の立会いをお願いいたします。

(立会人立会い、開票)

○議長（高橋 弘君） 開票結果を報告いたします。

投票総数 9 票

有効投票 9 票

無効投票 0 票

有効投票のうち

里見武男議員 7 票

小林光一議員 2 票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、里見武男議員が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(高橋 弘君) ただいま副議長に当選されました里見武男議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

里見武男議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

7番、里見武男議員。

(副議長 里見武男君 登壇)

○副議長(里見武男君) ただいま副議長に当選させていただきました里見です。私は、昨年5月まで2年間、副議長をさせていただきました。その経験を生かして、高橋議長の女房役となりまして、その経験を生かして頑張っていきたいと思います。また、公平公正な民主的な議会活動に生かしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○議長(高橋 弘君) 里見武男議員の挨拶を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時35分)

---

○議長(高橋 弘君) 再開いたします。

(午前11時36分)

---

#### ◎日程の追加

○議長(高橋 弘君) ただいまの休憩中に、齋藤貴史議員から議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、齋藤貴史議員の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、齋藤貴史議員の議員辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎齋藤貴史議員の議員辞職について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第3、齋藤貴史議員の議員辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、齋藤貴史議員の退場を求めます。

（2番 齋藤貴史君 退場）

○議長（高橋 弘君） 議員辞職願の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） 令和8年3月16日、東吾妻町議会議長様、東吾妻町議会議員、齋藤貴史。

辞職願、このたび、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおりであります。

お諮りいたします。齋藤貴史議員の辞職願を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、齋藤貴史議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

齋藤貴史議員の入場を許可いたします。

（2番 齋藤貴史君 入場）

○議長（高橋 弘君） 齋藤貴史議員に申し上げます。

議員辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

ここで、齋藤貴史議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） このたびは、任期途中での辞職ということで、わがまを申し上げまして、それをお認めいただきまして、皆様に感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。

任期途中で、この4月の町長選に出馬をするということを、報道を通じて発表させていただきましたけれども、まずは身の回りには、早く辞職して準備を進めるようにというような

意見もあったことは確かです。それでも、既に定数が1減という中で、議員としての職をできるだけ全うするようというのを第一に考えまして、この3月議会までやらせていただきました。

私は1期目、3年目でございますけれども、先輩議員の皆様、そして、同僚議員の皆様には温かくお迎えいただきまして、何とか3年間務めることができました。まずもって、感謝を申し上げたいと思います。

また、議会事務局の皆様、そして、町執行部の皆様にも、本当にいろいろなことをご指導いただきまして、大変勉強になりました。特に、議員皆様の町に対する思い、そして、前向きにいろいろなことに研究、勉強されている姿、そちらのほうを大変私は勉強になりまして、自分も先輩方のような議員になりたいということを考え、力不足ではありますけれども、頑張っただけでまいったつもりでございます。

本日、辞職をしますけれども、皆様と同じく町をよくしたい、いい町にしたい、未来を明るくしたいという思いは同じでございます。願わくば、この東吾妻町議会が町にとっていい議会になりますことを願いまして、最後の言葉にさせていただきたいと思います。

3年間、短い間でしたけれども、皆様には大変お世話になりました。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（高橋 弘君） 齋藤貴史議員の挨拶を終わります。

（2番 齋藤貴史君 退場）

○議長（高橋 弘君） ここで暫時休憩といたします。

（午前11時43分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午前11時44分）

---

○議長（高橋 弘君） 先ほど文教厚生常任委員会の里見武男議員から、文教厚生常任委員会から総務建設常任委員会に所属を変更したいという申出がありました。したがって、委

員会条例第7条第4項の規定により、会議を開催し、当該委員の所属変更について協議をお願いいたします。

ここで休憩を取り、文教厚生常任委員会を開催していただきたいと思います。

文教厚生常任委員会は、第2委員会室へお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(午前11時45分)

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午前11時53分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。この際、常任委員の所属変更の申出許可の報告についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の変更申出の許可の報告についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎常任委員の所属変更の申出許可の報告

○議長（高橋 弘君） 追加日程第4、常任委員の所属変更の申出許可の報告についてを議題といたします。

先ほど開催した委員会の協議結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長より、委員会の協議結果は所属変更を許可するとの報告がありましたので、その旨を報告いたします。

ここで、休憩を取り、委員会条例第8条第2項の規定により、総務建設常任委員会の委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思います。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長が行うこととなっておりますので、総務建設常任副委員長は、委員長互選についてよろしく願いをいたします。

会議室を申し上げます。

総務建設常任委員会は第1委員会室へお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(午前 11 時 55 分)

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

(午後 零時 00 分)

---

#### ◎総務建設常任委員会委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君） 日程第28、総務建設常任委員会委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま総務建設常任委員会において、委員長、副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、朗読させていただきます。

令和8年3月16日、東吾妻町議会議長様、総務建設常任委員会委員長、井上日出来。

本委員会は、令和8年3月16日、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長、副委員長の互選をした結果、次のとおり決定したので報告いたします。

委員長、井上日出来、副委員長、佐藤聡一。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、委員長、副委員長が決定いたしました。

以上で、委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

ここで休憩といたします。

再開を午後 1 時とします。

（午後 零時 0 1 分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） 先ほどの休憩中に里見武男議員から一身上の都合により、議会運営委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 5 とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 5 とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会委員の辞任について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第 5、議会運営委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、里見武男議員の退場を求めます。

（7 番 里見武男君 退場）

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。里見武男議員の申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、里見武男議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

里見武男議員の入場を許可します。

（7番 里見武男君 入場）

○議長（高橋 弘君） 里見武男議員に申し上げます。

議会運営委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

---

#### ◎議会運営委員会委員の補充について

○議長（高橋 弘君） 日程第29、議会運営委員会委員の補充についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の補充については、委員会条例第7条第1項の規定により、指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、朗読いたしたいと思います。

議会運営委員会委員の補充について。

東吾妻町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議会運営委員会委員を次のように指名する。

令和8年3月16日。

議会運営委員会委員、小林光一。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

以上で議会運営委員会委員の補充についてを終わります。

ここで休憩を取り、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会副委員長の互選のため、委員会を開催していただきたいと思います。

議会運営委員会委員長は、副委員長の互選についてよろしく願いをいたします。

会議室を申し上げます。

議会運営委員会は第1委員会室へお願いいたします。

暫時休憩といたします。

（午後 1時04分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 1時08分）

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。この際、議会運営委員会副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会運営委員会副委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君） 追加日程第6、議会運営委員会副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま議会運営委員会において副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、朗読させていただきます。

令和8年3月16日、東吾妻町議会議長、議会運営委員会委員長、佐藤聡一。

副委員長互選結果報告書。

副委員長、小林光一。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、議会運営委員会副委員長が決定いたしました。

以上で、議会運営委員会副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

#### ◎議会広報特別委員会委員の補充について

○議長（高橋 弘君） 日程第30、議会広報特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

議会広報特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条第1項の規定により、指名したいと思います。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、議会広報特別委員会委員の補充について。

東吾妻町議会委員会条例第7条第1項の規定により、議会広報特別委員会委員を次のように指名する。

議会広報特別委員会委員、佐藤聡一。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま朗読のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり特別委員会委員に指名することに決定をいたしました。

以上で議会広報特別委員会委員の補充についてを終わります。

ここで休憩を取り、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の互選、議会広報特別委員会においても委員長、副委員長が欠けているため、委員長、副委員長の互選のため、委員会を第1委員会室で開催をしていただきたいと思います。

最初に、予算決算特別委員会から開催をしていただきたいと思います。

予算決算特別委員会終了後、議会広報特別委員会の開催をお願いいたします。

委員長の互選に関する職務は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が行うこととなっておりますので、それぞれの委員会の年長委員の方は、委員長互選についてよろしくをお願いいたします。

予算決算特別委員会、議会広報特別委員会とも、副委員長の互選は、委員長決定後は委員長が進行していただきたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

休憩いたします。

再開を1時30分といたします。よろしくお願いします。

(午後 1時13分)

---

○議長(高橋 弘君) 再開いたします。

(午後 1時35分)

---

#### ◎予算決算特別委員会副委員長の互選結果の報告

○議長(高橋 弘君) 日程第31、予算決算特別委員会副委員長の互選結果の報告を議題といたします。

ただいま予算決算特別委員会において、委員長、副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、報告させていただきます。

予算決算特別委員会委員長、里見武男さんより報告がありました。

委員長及び副委員長互選結果報告書。

委員長、里見武男、副委員長、竹渕博行。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、予算決算特別委員会委員長、副委員長が決定をいたしました。

以上で予算決算特別委員会副委員長の互選結果の報告については終わります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。この際、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第7とし、選挙第2号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の補欠選挙を追加日程第8とし、選挙第3号 吾妻環境施設組合議会議員の補欠選挙を追加日程第9とし、議席の変更についてを追加日程第10とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を日程に追加し、追加日程第7とし、選挙第2号 吾妻東部衛生施設組合議会議員の補欠選挙を追加日程第8とし、選挙第3号 吾妻環境施設組合議会議員の補欠選挙を追加日程第9とし、議席の変更についてを追加日程第10とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（高橋 弘君） 追加日程第7 議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報

告を議題といたします。

ただいま議会広報特別委員会において、委員長、副委員長の互選結果の報告がありましたので、事務局長からこれを発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（西山孝弘君） それでは、報告させていただきます。

議会広報特別委員会の委員長及び副委員長互選結果の報告になります。

委員長、里見武男、副委員長、竹渕博行。

以上であります。

○議長（高橋 弘君） ただいま発表のとおり、議会広報特別委員会委員長、副委員長が決定をいたしました。

以上で議会広報特別委員会委員長・副委員長の互選結果の報告を終わります。

---

#### ◎選挙第2号 吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙

○議長（高橋 弘君） 追加日程第8、選挙第2号 吾妻東部衛生施設組合議会議員補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に里見武男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をいたしました里見武男議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選者として定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました里見武男議員が吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

---

### ◎選挙第3号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙

○議長(高橋 弘君) 追加日程第9、選挙第3号 吾妻環境施設組合議会議員補欠選挙を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

吾妻環境施設組合議会議員に里見武男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました里見武男議員を吾妻環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋 弘君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議長が指名いたしました里見武男議員が吾妻環境施設組合議会議員に当選されました。

---

◎議席の変更について

○議長（高橋 弘君） 追加日程第10、議席の変更についてを議題といたします。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指名いたします。

2番、増子京子議員、3番、渡一美議員、4番、井上日出来議員、5番、里見武男議員、6番、小林光一議員、7番、竹渕博行議員、8番、佐藤聡一議員。

以上のとおり議席を変更いたします。

当該議員は、議席の移動をお願いいたします。

ここで休憩といたします。

再開を午後2時といたします。

（午後 1時43分）

---

○議長（高橋 弘君） 再開いたします。

（午後 2時00分）

---

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（高橋 弘君） 日程第32、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

---

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。  
したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定しました。

---

○議長（高橋 弘君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。  
したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 弘君） 異議なしと認めます。  
したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。  
これをもって本日の会議を閉じます。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いします。  
町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和8年第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3日に開会をされました今期定例会におきましては、承認1件、人事案件1件、条例関係11件、予算関係14件、合わせて27件を提案させていただき、全て原案のとおりご議決

をいただきまして、本日閉会の運びとなりました。

今回の審議の中で、多岐にわたるご意見や具申をいただきましたが、これらの内容を真摯に受け止めまして、今後の町政執行に生かしていく所存でございます。

また、議員各位の会期中における熱心かつ活発なご審議と町政に対する熱意に対ししても、感謝を申し上げる次第でございます。

議員各位におかれましては、公私ともご多忙な日々が続くと存じますが、健康には十分ご留意の上、町政発展と町民生活の向上のため、議員活動にますますご精励くださるようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（高橋 弘君） 閉会に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

令和8年第1回定例会は、3月3日から本日まで14日間にわたり開催され、専決処分の承認が1件、人事案件1件、条例関係11件、令和8年度当初予算8件、令和7年度補正予算6件、終止熱心にご審議いただきました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力をいただきました執行部の皆様に、心より御礼を申し上げます。

会議中の発言には、町政を執行するに当たり参考になるものがあつたかと思います。事務執行に当たり、それらが十分生かされてくるものと期待しております。

今後につきましても、皆様におかれましては、健康に十分ご留意の上、諸般の活動へのご活躍をご期待申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（高橋 弘君） 以上をもって、令和8年第1回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午後 2時05分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 高 橋 弘

署 名 議 員 増 子 京 子

署 名 議 員 小 林 光 一

署 名 議 員 佐 藤 聡 一